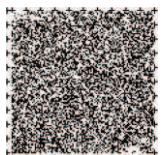
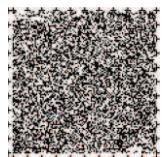


# 地域福祉計画







# 第1章

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

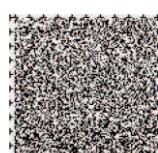
少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースや、個人・世帯単位で複数の課題が重なるケースなど、これまでの高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、私たちの生活を脅かす地震や台風などの自然災害、感染症等のさまざまな脅威や不安が高まっています。

コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等が深刻化し、これまで福祉サービスを利用したことがない方々の課題も顕在化しました。あらゆる世代の人々が様々な困難に直面し、孤独・孤立に陥りやすい状況にあります。

こうした状況下において、地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に共感と協力の輪を広げていくことが求められています。

平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に基づく「社会福祉法」(平成30年4月施行)の改正では、地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、その把握と関係機関との連携等による解決が図られることになりました。このため、市町村は地域住民と行政等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくことになり、それらを計画的に推進していくために、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化等が明記されました。また、有識者による地域共生社会推進検討会において、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討が進められました。

その中で、市町村は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制、いわゆる包括的な支援体制を整備するよう努めることとされました。こうした包括的な支援体制の構築を実現するための施策として、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が国により創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。



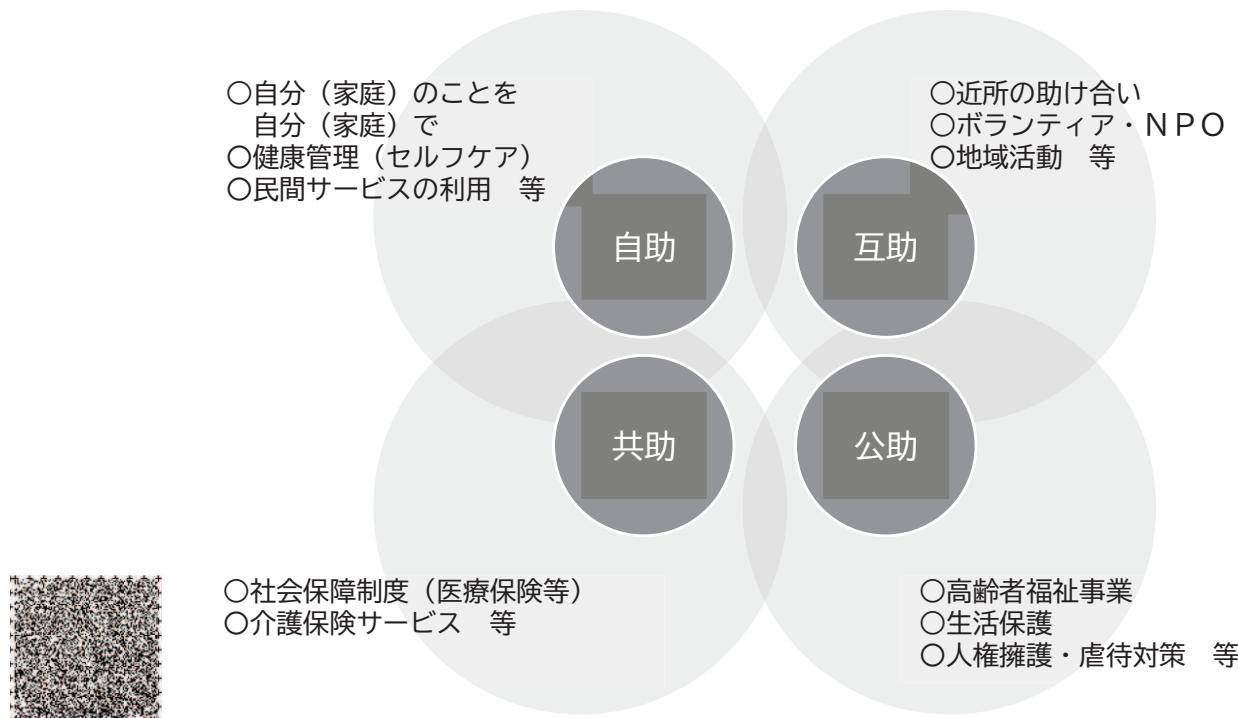
さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められており、我が国においても S D G s の実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。一人ひとりが自分らしく生きるため、国籍、性、年齢、障がいの有無など様々な多様性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことのできる社会の実現が必要です。

小金井市（以下「本市」という。）では、すべての住民が互いに支えあい、誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちをめざし、平成30年3月に「第2期小金井市保健福祉総合計画」を策定し、地域の住民をはじめ、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア、N P O 法人、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携し、地域における生活課題を解決する仕組みづくりや取組を進めてきました。このたび、平成30年3月に策定した「第2期小金井市保健福祉総合計画」が令和5年度に終了することから、社会状況や制度の変化に対応するため、新たに「第3期小金井市保健福祉総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、子どもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：社会保障制度等」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力をすることが大切です。



## || 3 計画の位置付け

### (1) 法令上の位置付け

地域福祉計画とは、社会福祉法（以下「法」という。）第107条に基づき、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために、地域における生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策や体制等について市町村が定める計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する「小金井市成年後見制度利用促進基本計画」と整合性を図り、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく「小金井市再犯防止推進計画」を包含しています。

#### (社会福祉法 第107条)

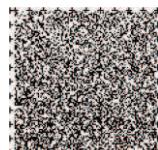
第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。  
 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項  
 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項  
 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項  
 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項  
 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### (成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

#### (再犯の防止等の推進に関する法律 第8条)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。  
 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



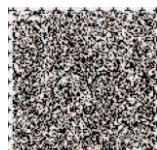
## (2) 保健福祉総合計画の位置付け

本市が平成30年3月に策定した第2期小金井市保健福祉総合計画では、平成29年6月の社会福祉法改正の趣旨を鑑み、地域福祉計画を、本市の保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す上位計画と位置付けています。

また、地域福祉計画は、本市の子どもと子育て家庭を支援するための施策を示す「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」における基本的な視点や理念を示す計画としても位置付けています。

本計画においてもこの考えを踏襲し、子ども・子育て支援事業計画も含めた保健福祉に係る各計画に共通する基本的な視点や理念を示す地域福祉計画のもと、地域福祉計画、健康増進計画（第3次）、障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画、第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を1冊に綴じた計画として位置付けます。

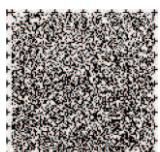
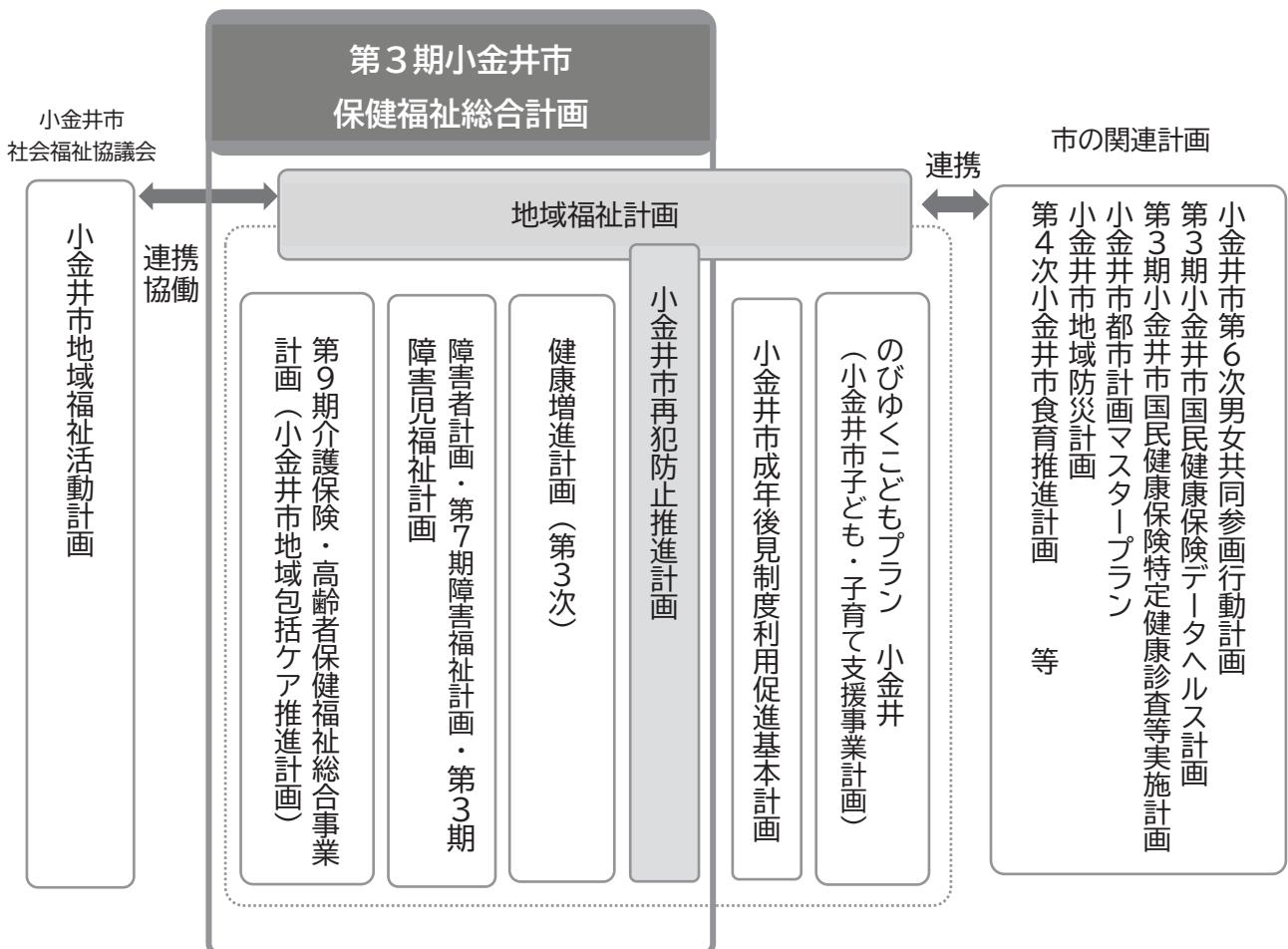
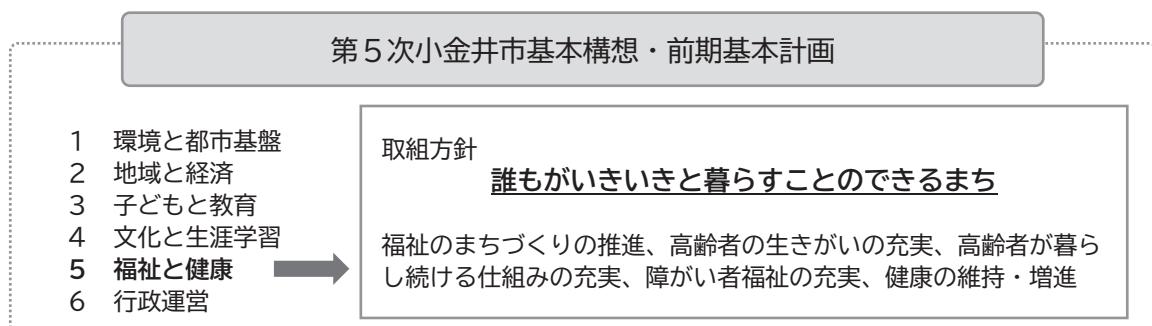
第3期小金井市保健福祉総合計画に包含される各計画策定の法的根拠	
計画名	計画策定の根拠法
地域福祉計画	社会福祉法第107条
障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	障害者基本法第11条第3項 障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（小金井市地域包括ケア推進計画）	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条
健康増進計画（第3次）	健康増進法第8条第2項



### (3) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画「第5次小金井市基本構想・前期基本計画」の趣旨を踏まえて策定し、福祉と健康分野の政策の取組方針「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を実現するため、保健福祉に関する各分野に共通する視点を示す計画です。

また、小金井市社会福祉協議会が定める「小金井市地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進という共通の目的のもと、両計画が車の両輪となるよう、市と社会福祉協議会が協働、役割分担し、総合的に地域福祉の推進をめざします。



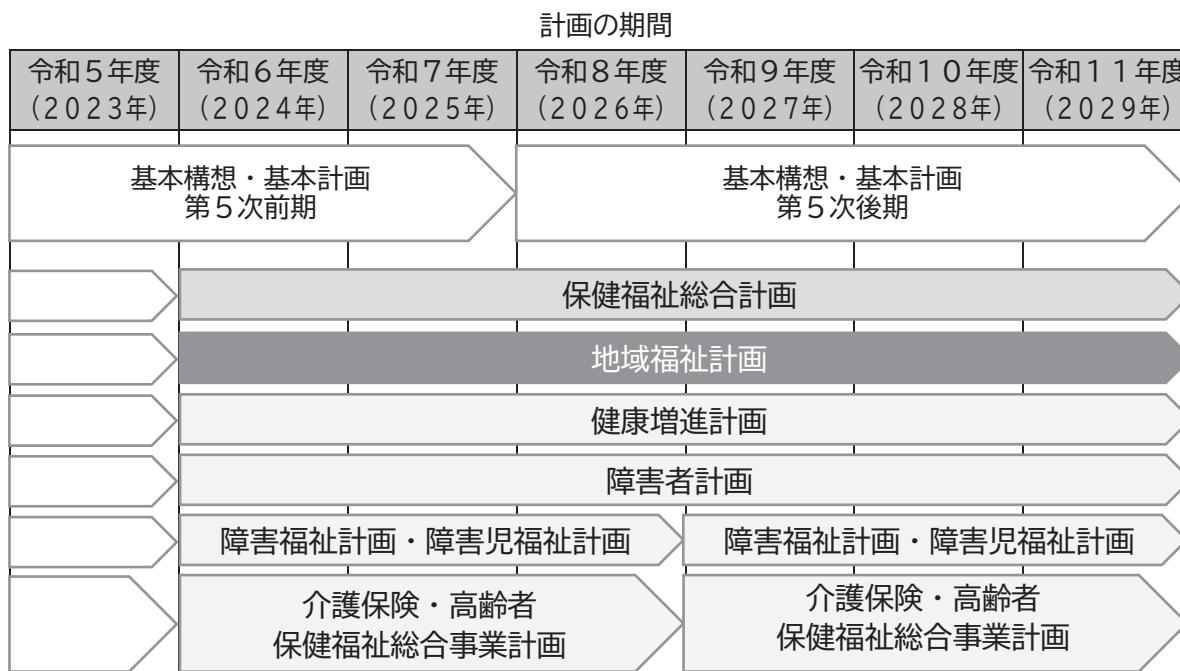
## 4 計画期間

本計画に包含する障害福祉計画・障害児福祉計画および介護保険事業計画の計画期間は3年間と法的に定められています。

本計画に含まれる、保健福祉分野に共通する基本的な考え方を示す地域福祉計画、健康増進計画についても、障害福祉計画・障害児福祉計画および介護保険事業計画の計画期間とそれが生じないよう、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とします。

今後の6年間で、「基本構想・基本計画」の改定と数年の差が生じる期間が発生しますが、「基本構想・基本計画」が改定された時点で、本計画の内容も再検討するなど、最上位計画と齟齬が生じないよう配慮します。

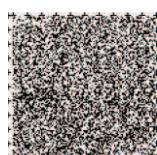
また、国の福祉施策や、社会経済情勢に著しい変化があった場合にも、必要に応じて施策を検討し、計画の見直しを行います。



## 5 策定体制

本計画の策定に当たっては、令和4年度から5年度にかけて市の附属機関である「地域福祉推進委員会」「地域自立支援協議会」「介護保険運営協議会」「市民健康づくり審議会」において、学識経験者、福祉関係者および一般市民の方と共に、各分野別計画の検討を進めました。

さらに、市民、市内の民間事業者、市民活動団体等を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントの実施を通じ、市民や関係者等の意見を反映させた計画策定に努めました。



## 第2章



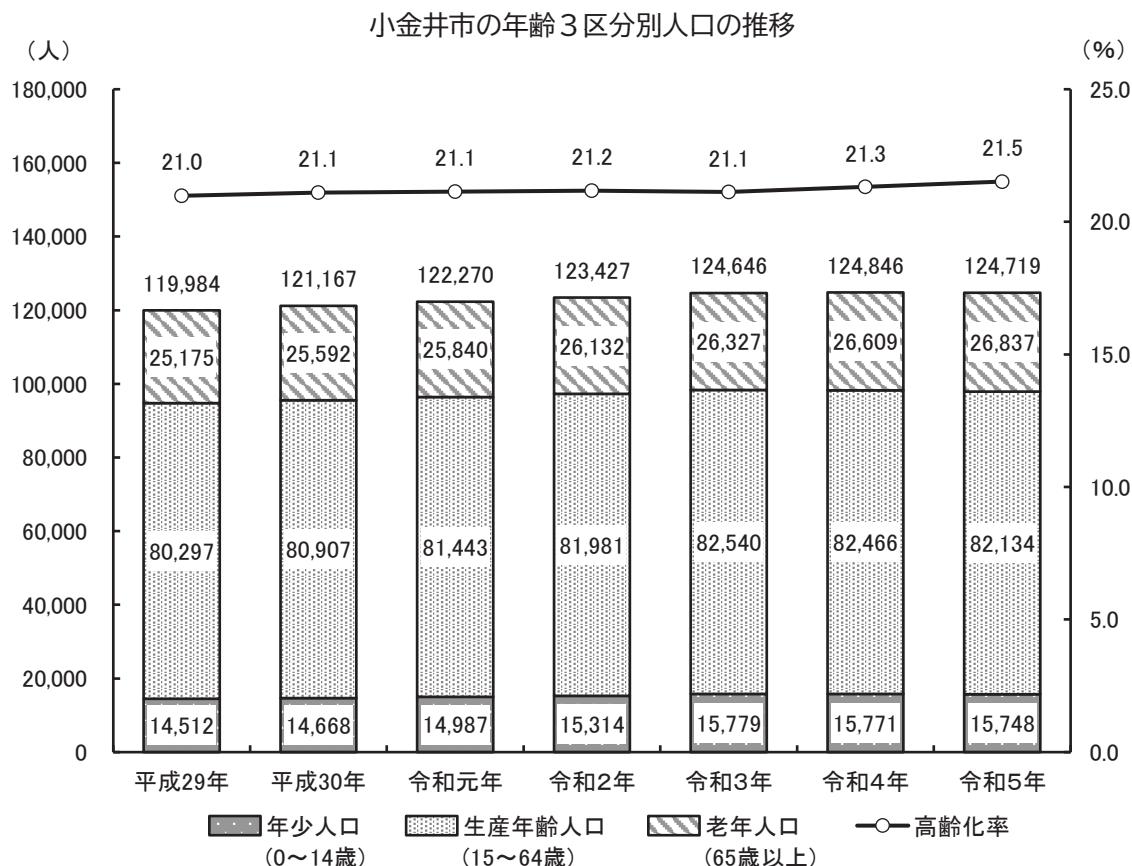
# 市の現状と課題

## 1 統計資料から

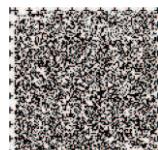
### (1) 人口・世帯

#### ① 人口

本市の人口は平成29年から令和3年にかけて、どの人口区分においても微増となっています。しかし、令和3年以降は、年少人口、生産年齢人口は減少する一方で、老年人口は増加しています。また、65歳以上の老人人口が全体に占める割合（高齢化率）はほぼ横ばいで推移しています。



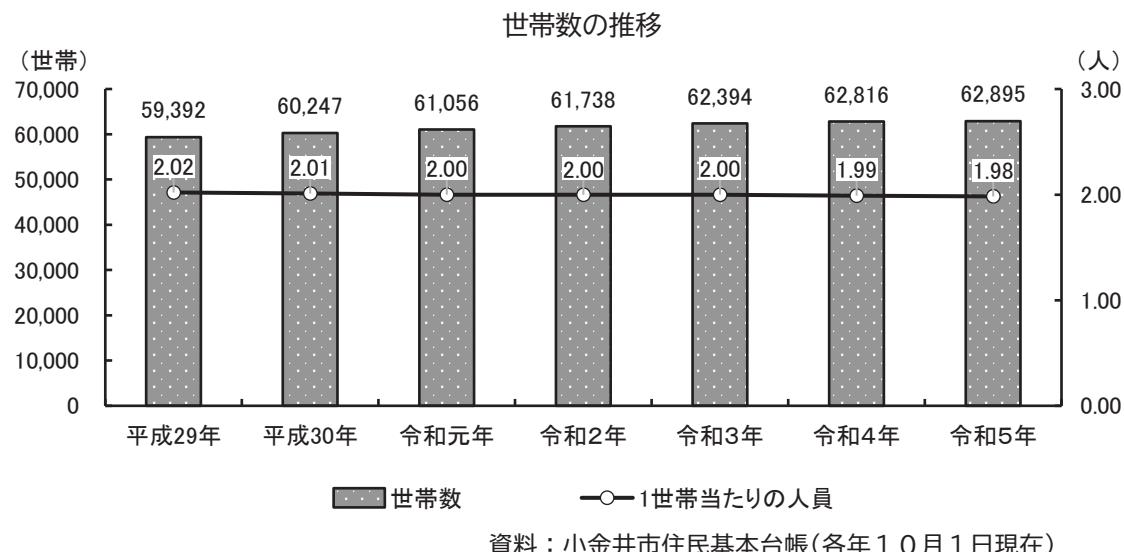
資料：小金井市住民基本台帳(各年10月1日現在)



## 地域福祉計画

### ② 世帯数

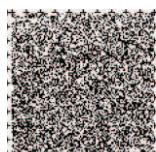
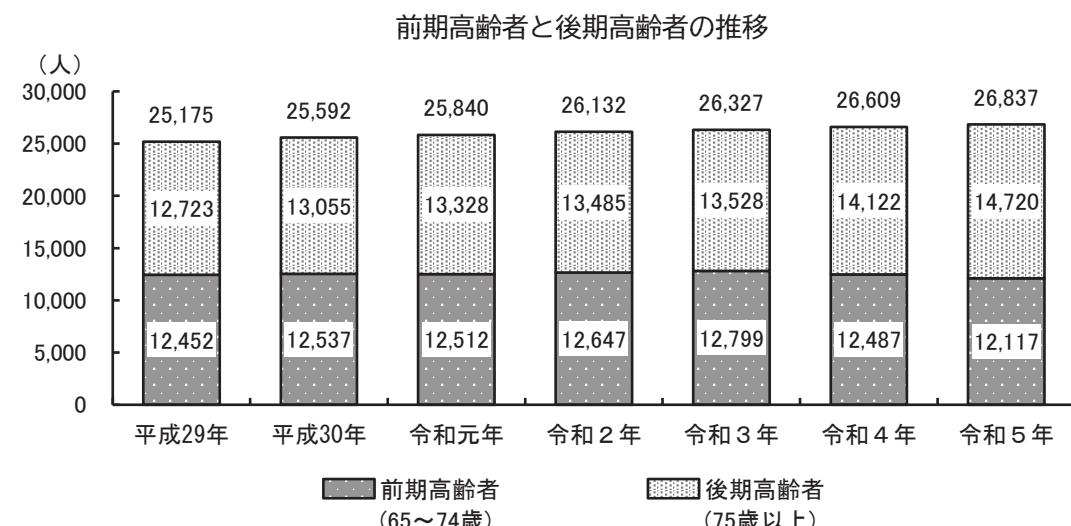
1世帯当たりの世帯人員はほぼ横ばいで推移してきましたが、令和4年には2人を下回り、令和5年10月1日で1.98人となっています。



## (2) 高齢者

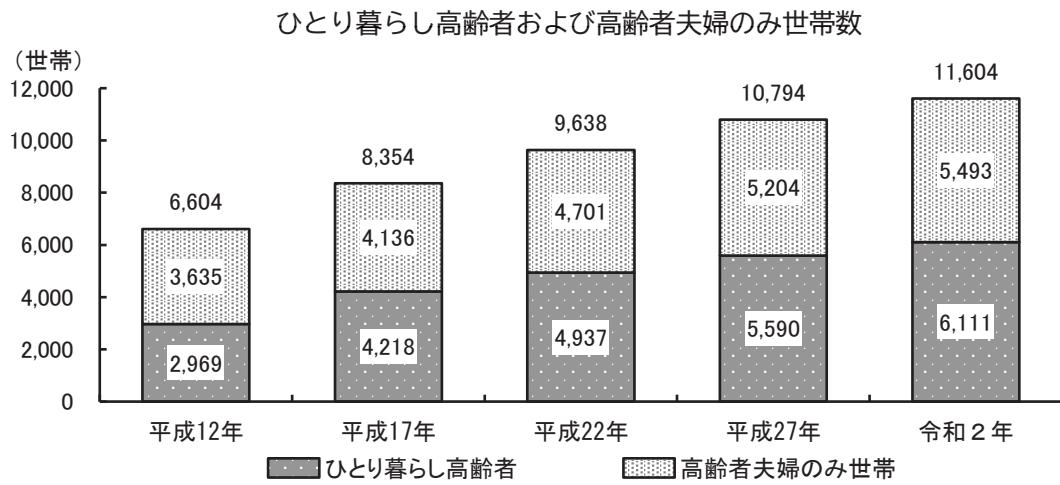
### ① 前期高齢者・後期高齢者

令和3年までは、前期高齢者数と後期高齢者数のどちらも概ね増加傾向にあります。近年は後期高齢者が増加し続ける一方、前期高齢者は減少傾向となります。令和5年の前期高齢者数は12,117人、後期高齢者数は14,720人です。



## ② 高齢者世帯

ひとり暮らし高齢者世帯数および高齢者夫婦のみ世帯数は共に増加傾向にあります。

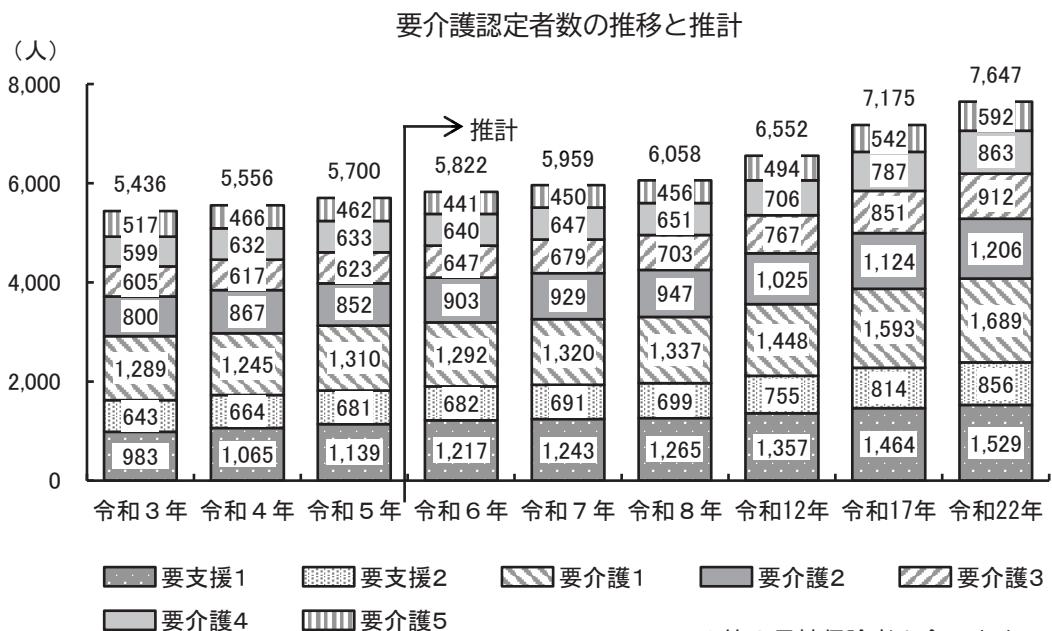


資料：国勢調査(各年)

## ③ 要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けた要介護認定者数は毎年増加しています。

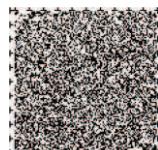
一方、高齢者が要介護認定を受けるまでの年齢を平均的に示す、東京都保健医療局「令和3年 都内各区市町村の65歳健康寿命」による健康寿命算出結果をみると、男女共に都の平均値を超えており、元気な高齢者も多い地域となっています。



※第2号被保険者を含みます。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報(各年9月末日現在)

推計値は厚生労働省『地域包括ケア「見える化」システム』に基づく値  
(各年10月1日現在)



### 平均寿命と65歳健康寿命

単位：歳

	平均寿命		65歳健康寿命		
	男	女	区分	男	女
東京都	81.8	87.9	要介護2	83.01	86.19
			要支援1	81.37	82.99
小金井市	82.7	88.9	要介護2	84.14	86.88
			要支援1	82.24	83.13

資料：厚生労働省「市区町村別平均寿命」令和2年値

資料：東京都保健医療局「令和3年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

※平均寿命：0歳の人が今後何年生きられるか（0歳の人の平均余命）の平均値

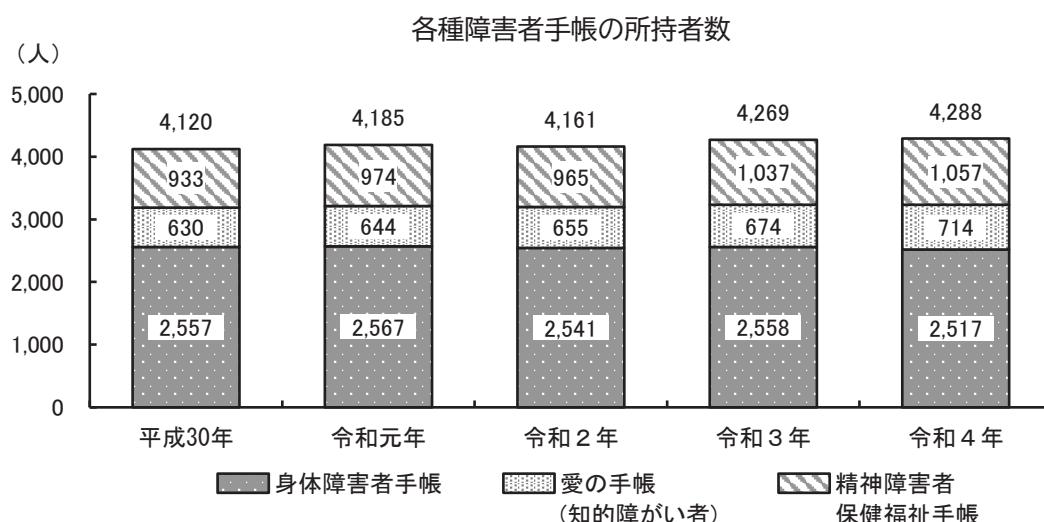
※65歳健康寿命（東京保健所長会方式）とは、65歳の人が、何らかの障害のために要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表すもの（健康で日常生活に制限なく自立して暮らせる期間）

要支援1：要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合

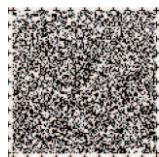
要介護2：要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合

### （3）障がいのある人

障がいのある人は増加傾向にあり、令和4年4月1日現在、各種障害者手帳の所持者数は合計で4,288人となっています。障がいの種類別にみると、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者数が増加しています。



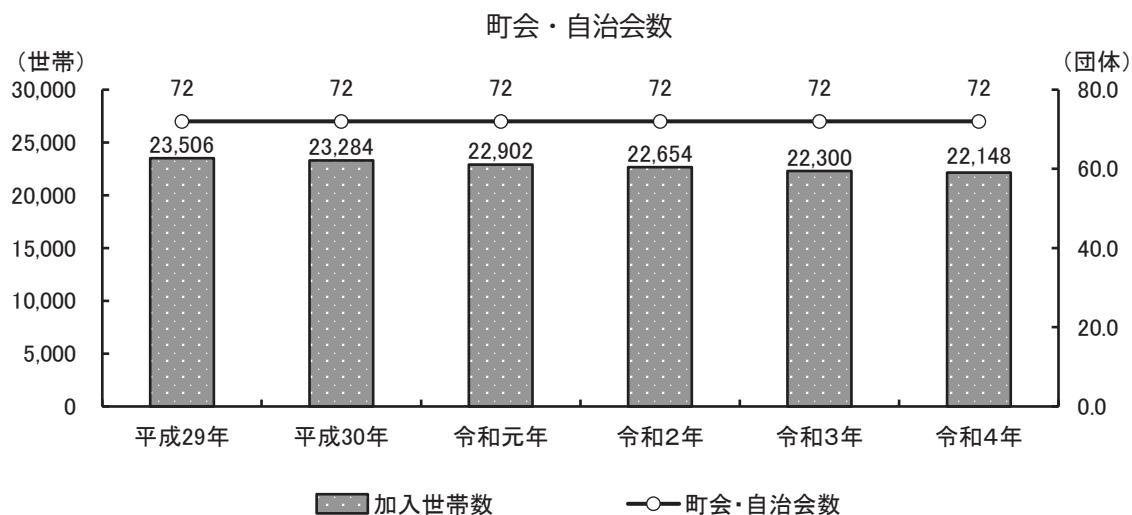
資料：小金井市「小金井市事務報告書」（各年4月1日現在）



## (4) 地域活動

### ① 町会・自治会

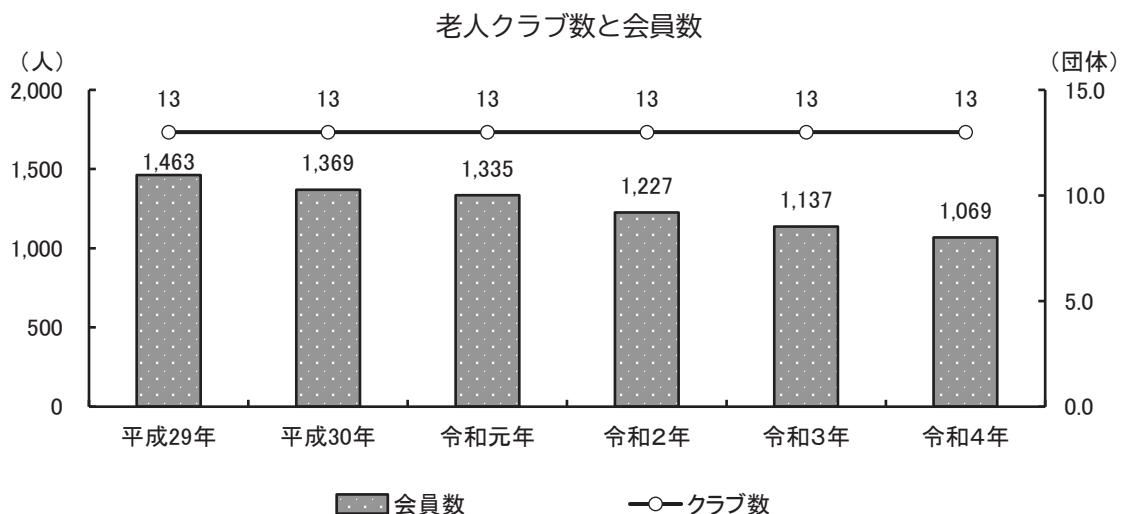
町会・自治会数は横ばいで推移しており、加入世帯数は減少し続けています。



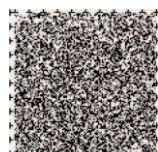
資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年)

### ② 老人クラブ

老人クラブ数は、一定して13団体となっています。会員数は減少傾向にあり、令和4年の会員数は1,069人となっています。

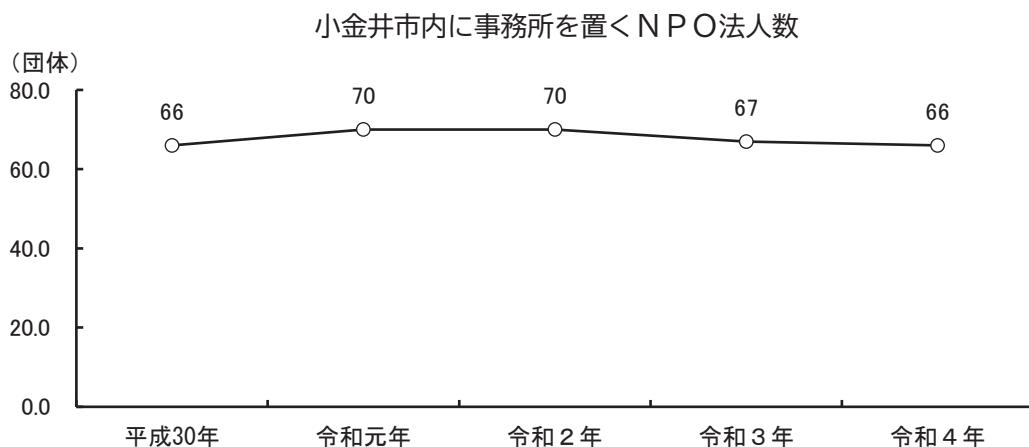


資料：小金井市「小金井市事務報告書」(各年4月1日現在)



### ③ NPO法人

NPO法人は令和2年以降減少傾向にあり、令和4年では66団体となっています。

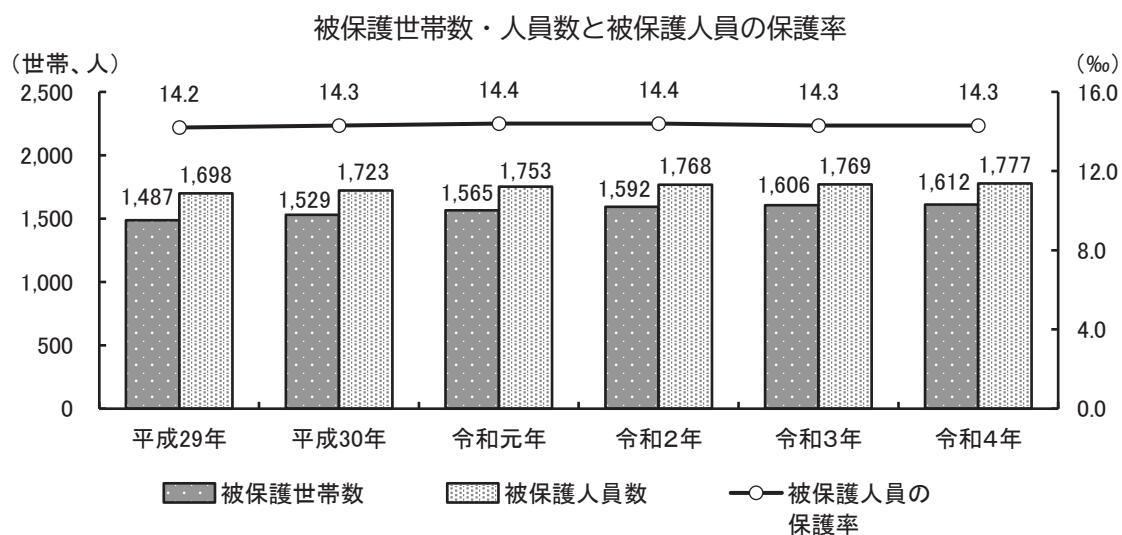


資料：東京町村自治調査会「多摩地域データブック」（各年）

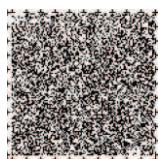
## （5）市民生活

### ① 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数および被保護人員数は共に増加傾向にあり、被保護人員の保護率はほぼ横ばいで推移しています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」（各年）

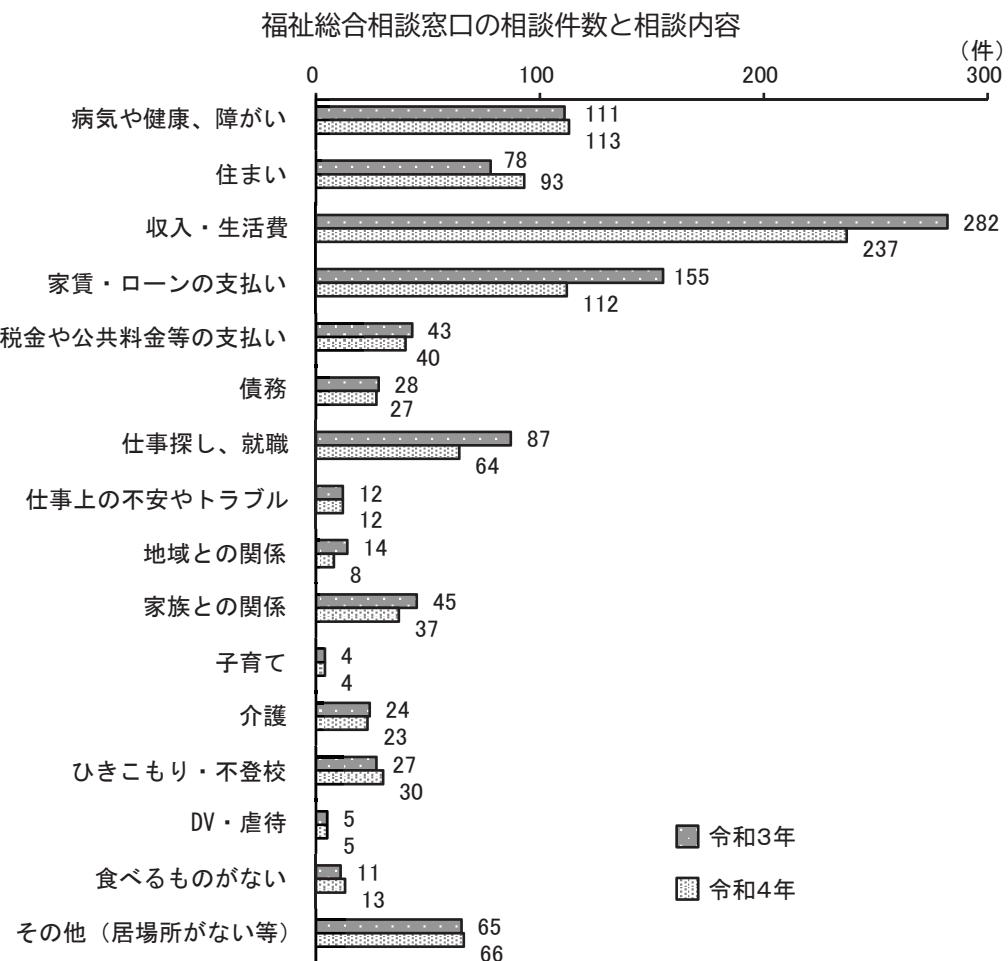


## ② 福祉総合相談窓口

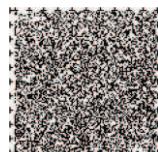
令和2年10月より、小金井市自立相談サポートセンター（自立相談支援事業）の機能を拡充し、福祉総合相談窓口を開設しました。

福祉総合相談窓口の相談件数（延べ件数）は、令和3年は991件、令和4年は884件となりました。

相談内容をみると、「収入・生活費」、「家賃・ローンの支払い」、「病気や健康、障がい」に関する相談が高くなっています。



資料：小金井市「小金井市事務報告書」（各年）



## 2 アンケート調査から

## （1）地域生活の状況

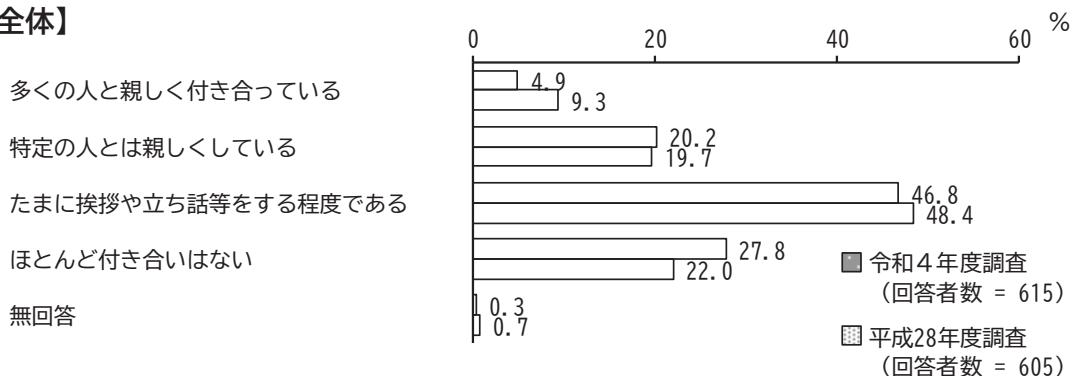
## ① 近所づきあいの状況（一般市民調査）

「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」の割合が27.8%、「特定の人とは親しくしている」の割合が20.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「ほとんど付き合いはない」の割合が増加しています。

### 町内の人との付き合いの程度

【全体】

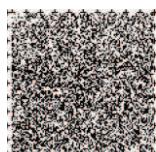


【年代別】

年代別にみると、他に比べ、18～29歳で「ほとんど付き合いはない」の割合が、30～49歳で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」と「ほとんど付き合いはない」の割合が、50～64歳および65歳以上で「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」の割合が高くなっています。

单位：%

区分	回答者数 (件)	多くの人と親しく付き合っている	特定の人とは親しくしている	たまに挨拶や立ち話等をする程度である	ほとんどの付き合いはない	無回答
全 体	615	4.9	20.2	46.8	27.8	0.3
18~29歳	53	1.9	18.9	37.7	41.5	-
30~49歳	223	2.2	18.4	42.2	36.8	0.4
50~64歳	170	3.5	19.4	52.4	24.7	-
65歳以上	166	10.8	22.9	51.2	14.5	0.6



## ② 日常生活の中で不安や課題と感じること（一般市民調査）

「健康に関すること」の割合が35.9%と最も高く、次いで「災害時の備えに関するこ

と」の割合が29.3%、「経済的なこと」の割合が28.3%となっています。

性・年代別にみると、他に比べ、65歳以上の女性で「健康に関するこ

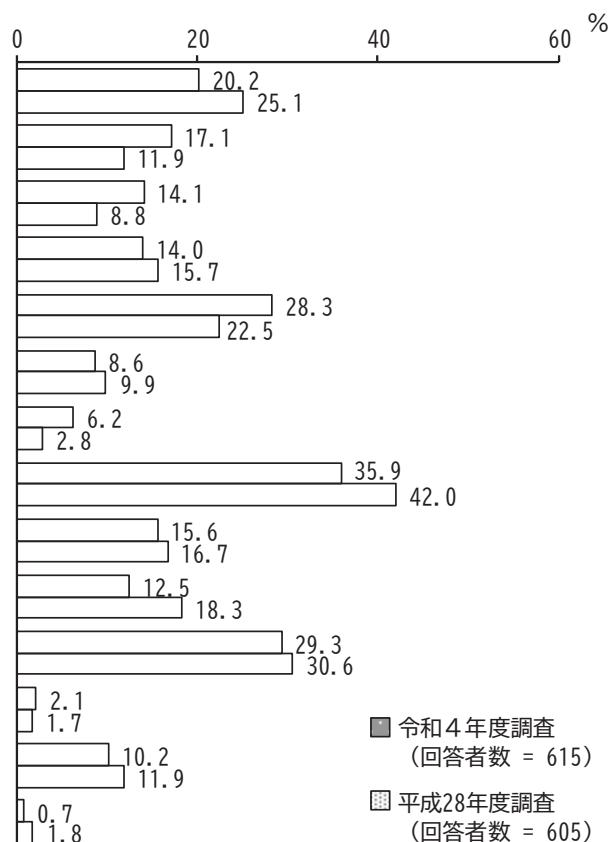
と」の割合が30~49歳の女性で「子育てに関するこ

と」の割合が、18~29歳の女性で「仕事に関するこ

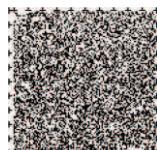
日常生活の中で感じる不安や課題（複数回答（3つまで））

### 【全体】

家族の介護に関するこ



■ 令和4年度調査  
(回答者数 = 615)  
■ 平成28年度調査  
(回答者数 = 605)



## (2) 地域における課題

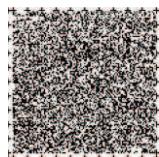
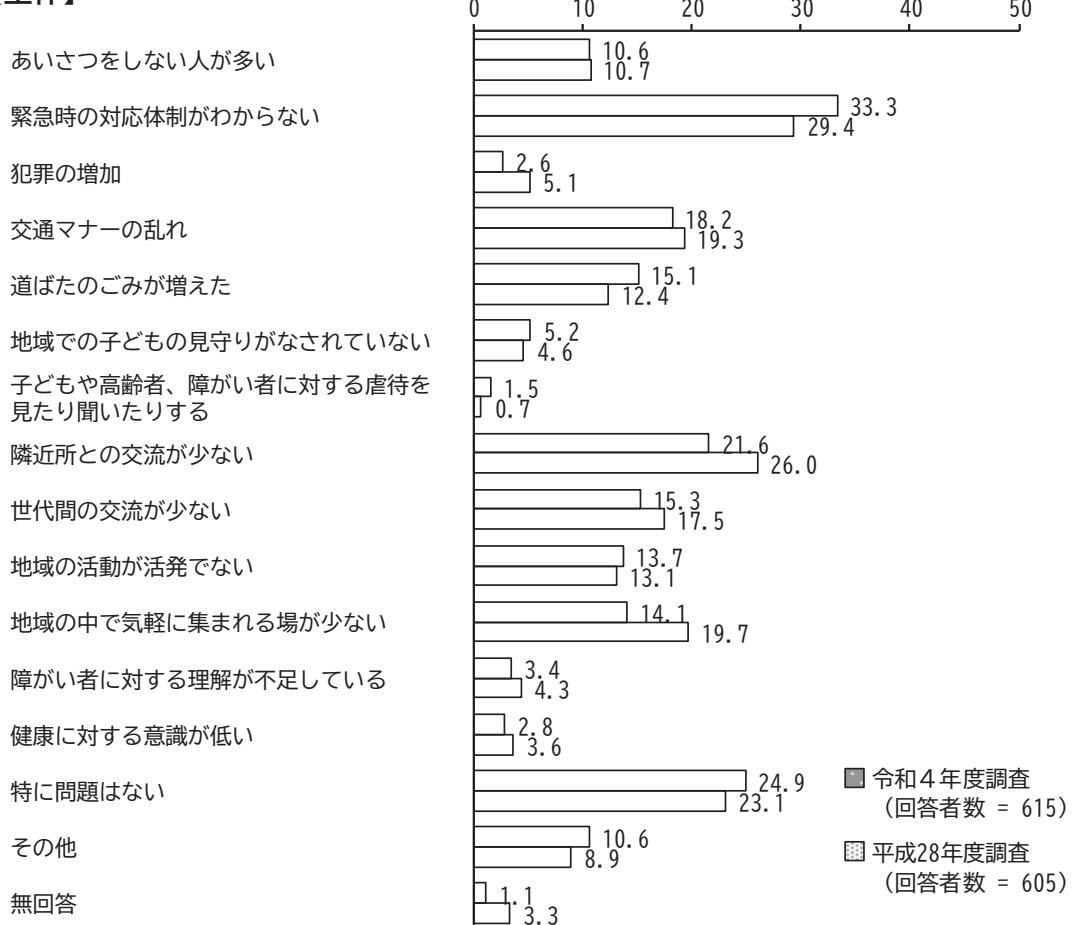
### ① 地域の中での問題点・不足していると思うもの（一般市民調査）

「緊急時の対応体制がわからない」の割合が33.3%と最も高く、次いで「特に問題はない」の割合が24.9%、「隣近所との交流が少ない」の割合が21.6%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」の割合が減少しています。

#### 住んでいる地域にある問題点・不足していると思うもの（複数回答）

##### 【全体】

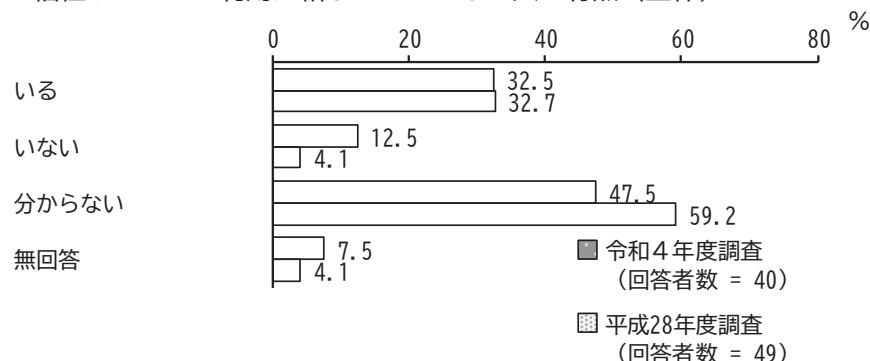


## ② 福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（担い手調査）

支援が必要にもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が周囲にいるかについて、「分からない」の割合が47.5%と最も高くなっています。

平成28年度調査と比較すると、「いない」の割合が増加しています。

福祉サービスの利用に結びついていない人の有無（全体）

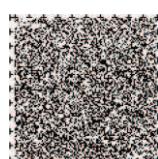
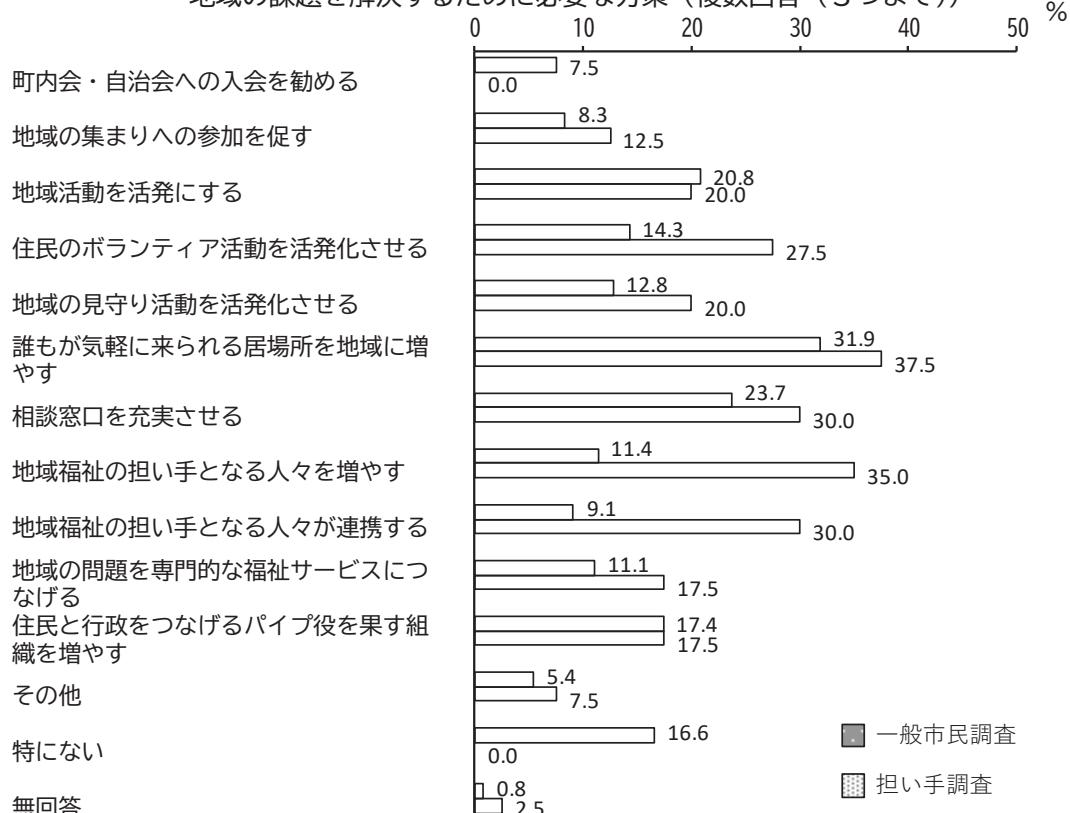


## ③ 地域の課題を解決するために必要な方策（一般市民・担い手調査）

一般市民調査では、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が31.9%と最も高く、次いで「相談窓口を充実させる」の割合が23.7%、「地域活動を活発にする」の割合が20.8%となっています。

担い手調査では、「誰もが気軽に来られる居場所を地域に増やす」の割合が37.5%と最も高く、次いで「地域福祉の担い手となる人々を増やす」の割合が35.0%、「相談窓口を充実させる」、「地域福祉の担い手となる人々が連携する」の割合が30.0%となっています。

地域の課題を解決するために必要な方策（複数回答（3つまで））



### (3) 地域活動・ボランティア活動

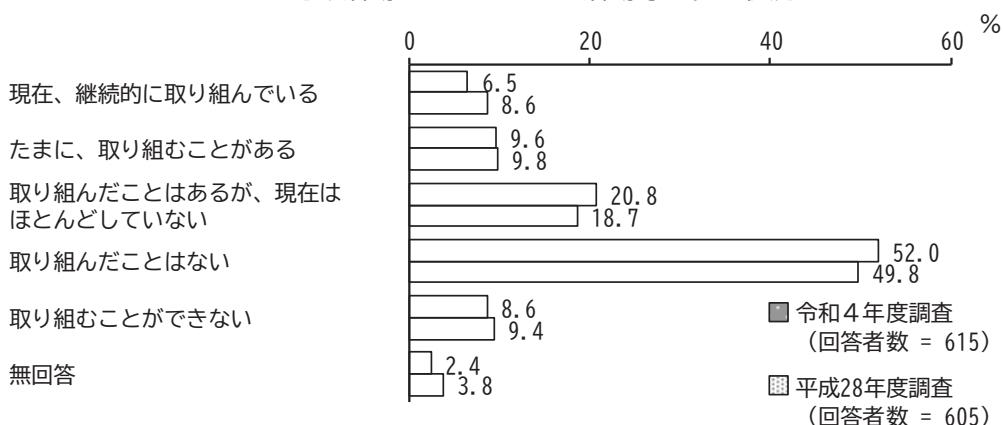
#### ① 参加状況および活動・参加したいと思う条件（一般市民調査）

地域活動やボランティア活動等の参加状況（一般市民調査）は、「取り組んだことはない」の割合が52.0%と最も高くなっています。

また、活動・参加したいと思う条件については、「気軽に参加できる」の割合が51.7%と最も高く、次いで「身近なところで活動できる」の割合が36.7%、「活動時間や曜日を選べる」の割合が36.6%となっています。

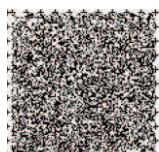
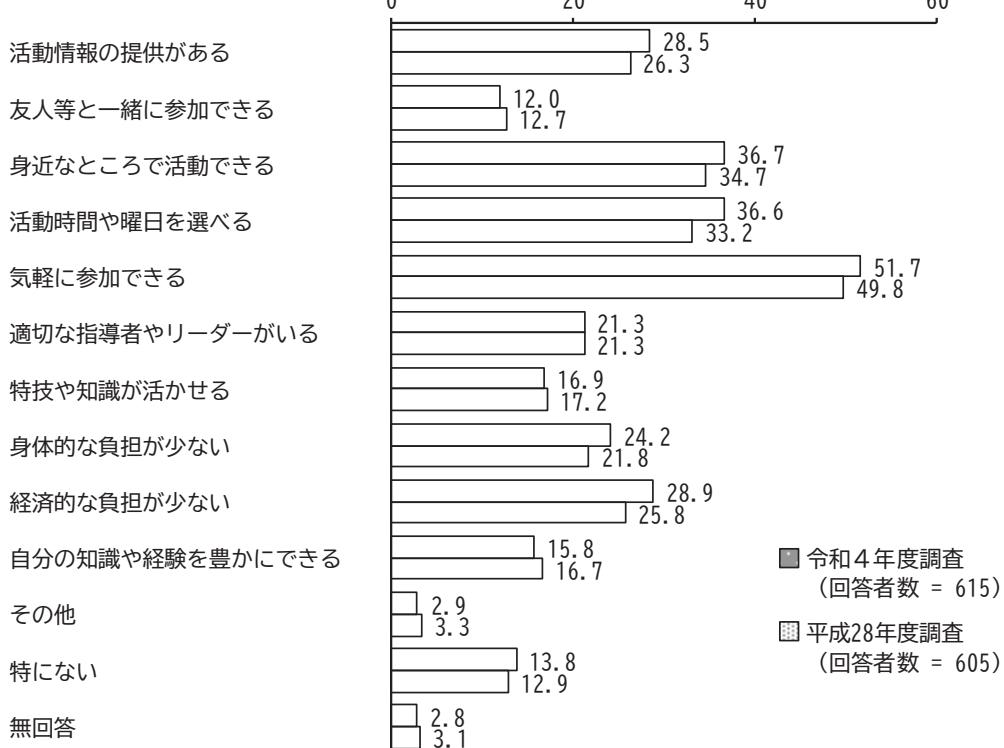
平成28年度調査と比較すると、参加状況、活動・参加したいと思う条件のいずれも大きな変化はみられません。

地域活動やボランティア活動等の参加状況



活動・参加しやすい条件（複数回答）

## 【全体】



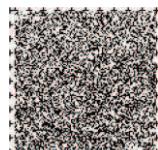
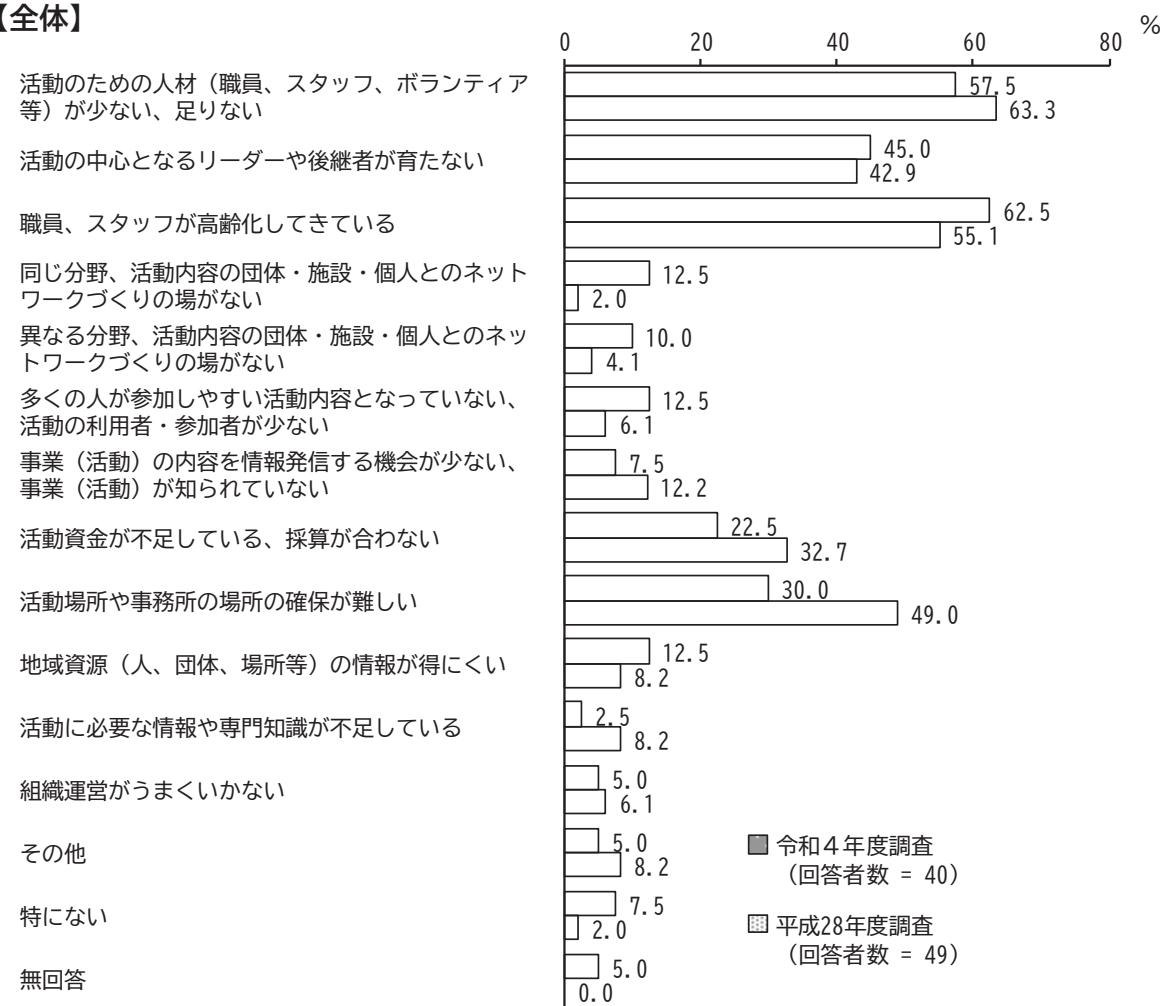
## ② 活動する上での課題（扱い手調査）

「職員、スタッフが高齢化してきている」の割合が62.5%と最も高く、次いで「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」の割合が57.5%、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」の割合が45.0%となっています。

平成28年度調査と比較すると、「職員、スタッフが高齢化してきている」「同じ分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない」「異なる分野、活動内容の団体・施設・個人とのネットワークづくりの場がない」「多くの人が参加しやすい活動内容となっていない、活動の利用者・参加者が少ない」「特にない」の割合が増加し、「活動のための人材（職員、スタッフ、ボランティア等）が少ない、足りない」「活動資金が不足している、採算が合わない」「活動場所や事務所の場所の確保が難しい」「活動に必要な情報や専門知識が不足している」の割合が減少しています。

活動する上での課題（複数回答）

### 【全体】



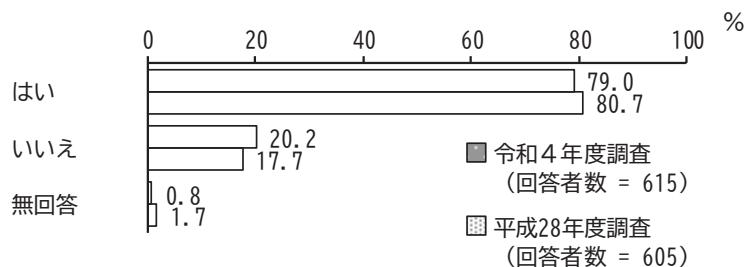
## (4) 防災について

### ① 防災に対する考え方（一般市民調査）

災害時の避難場所を知っているかについて、「はい」の割合が79.0%、「いいえ」の割合が20.2%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

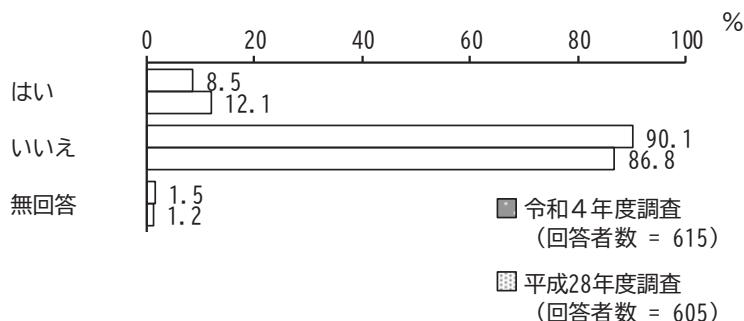
災害時の避難場所を知っているか



日ごろから地域の防災訓練に参加しているかについて、「はい」の割合が8.5%、「いいえ」の割合が90.1%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

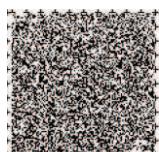
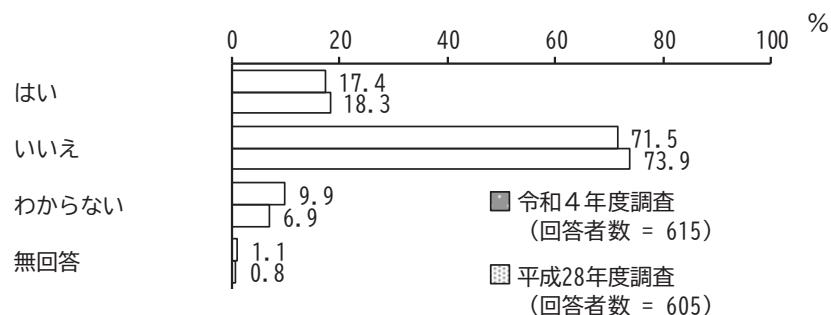
日ごろから地域の防災訓練に参加しているか



災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要かについて、「いいえ」の割合が71.5%と最も高く、次いで「はい」の割合が17.4%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

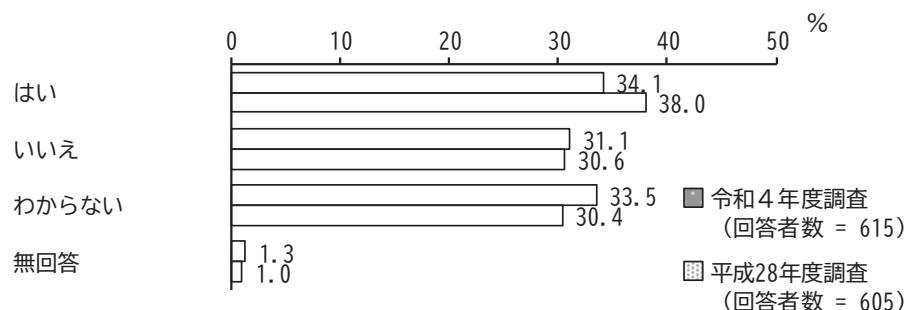
緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要か



災害などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある方などの要支援者の避難等の手助けができるかについて、「はい」の割合が34.1%と最も高く、次いで「わからない」の割合が33.5%、「いいえ」の割合が31.1%となっています。

平成28年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

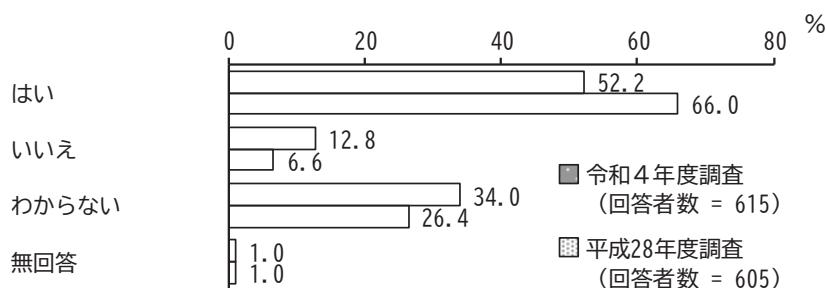
緊急時に、要支援者の避難等の手助けができるか



災害などの緊急時に、近所の人と互いに助け合えると思うかについて、「はい」の割合が52.2%と最も高く、次いで「わからない」の割合が34.0%、「いいえ」の割合が12.8%となっています。

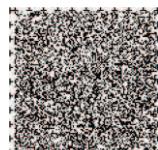
平成28年度調査と比較すると、「はい」の割合が減少しています。

緊急時に、近所の人と助け合えると思うか



#### 注記

- 1 アンケート調査の回答は各質問の回答者数（N）を基準とした百分率（%）で示している。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合がある。
- 2 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。



### 3 地域福祉をめぐる動向

#### (1) 重層的支援体制整備事業の創設

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会の実現に向けた改革の一つとして、改正社会福祉法が平成30年に施行されました。

この改正では、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨」が明記されました。

また、この理念を実現するため、市町村において、住民が主体的に地域課題を把握し解決するための仕組みづくりや、複雑化・複合化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の整備に努める旨が規定されました。

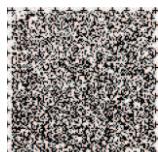
さらに、令和3年4月の改正では、市町村において、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、市町村の包括的かつ重層的な支援体制の充実を図ることが求められています。

##### 重層的支援体制整備事業の概要

市町村における既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、複合化・複雑化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「I 相談支援」「II 参加支援」「III 地域づくりに向けた支援」の「3つの支援」を柱とする一體的な取り組みです。この事業は、これまでの福祉制度・政策と、人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことを背景としており、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を目指しています。



出典：厚生労働省資料より抜粋



## (2) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、これまでの課題に対する対応として成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実、成年後見制度の運用の改善、後見人への適切な報酬の付与、地域連携ネットワークづくりの推進などが計画に盛り込まれました。

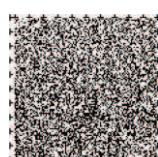
## (3) 再犯防止の推進

我が国の刑法犯検挙人員全体に占める再犯者の割合は上昇傾向にあり、新たな犯罪被害者を生まない、安全・安心な社会を実現するために、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づく国の再犯防止推進計画が策定されました。令和5年3月に策定された第二次再犯防止推進計画において、市町村には、地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めることとされています。

## (4) 避難行動要支援者対策

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人等の特に配慮を要する方のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿の作成が各自治体に義務付けられ、本市においても名簿の適正な管理・更新を行っています。

一方で、いまだ災害により、多くの高齢者等が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります。令和3年5月施行の災害対策基本法の一部改正では、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村には、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務化されました。



## 4 市の保健福祉を取り巻く課題

### (1) 福祉のまちづくり

#### ① 福祉を支える基盤の整備

アンケート調査（一般市民調査）からは、本市の福祉の重点課題として、道路の段差解消等バリアフリーの充実を求める声がうかがえます。

今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行うことが必要です。また、身近な地域で安心して暮らしていける住まいの確保や居場所づくりの充実が必要です。

#### ② 災害に備える体制づくり

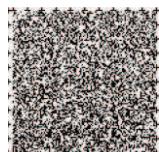
地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、アンケート調査（一般市民調査）では、災害が発生して避難が必要になったときに、避難所での生活を心配する声が多く上がっています。

防災訓練等、地域での防災活動を周知するとともに、高齢者や障がいのある人、若者等、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進していくことが必要であるとともに、災害発生時や避難所等での支援体制の充実や、避難行動要支援者支援体制の構築が必要です。

#### ③ 人権尊重と権利擁護事業の推進

人口減少、超高齢社会に突入し、核家族化や価値観の多様化、地域の多問題化が進むなか、認知症、知的障害その他の精神上の障害がある方の権利を擁護することは喫緊の課題です。一方で、アンケート調査（一般市民調査）では、成年後見制度の認知度が十分でない面もうかがえます。

成年後見制度利用を支援し、制度について周知・啓発するとともに、福祉サービス利用者の意思（自己決定）の尊重に基づいた権利擁護をより一層充実することや虐待防止対策に取り組んでいくなど権利擁護の体制づくりが必要です。



#### ④ 情報提供の仕組みづくり

アンケート調査（一般市民調査）では、今後、小金井市民の地域活動を活性化するために情報を入手しやすい環境が求められています。

子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かし、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図る必要があります。さらに、高齢者や障がい者等にとっても分かりやすい情報提供の工夫が必要です。また、福祉総合相談窓口をはじめ相談窓口の認知度向上が課題となっており、相談窓口の更なる情報発信をしていくことも必要です。

### （2）包括的支援体制の構築

#### ① 重層的支援体制の整備

コロナ禍により孤独・孤立の課題や格差が顕在化しています。また、いわゆる8050問題、ひきこもり支援等、既存の枠組みでは課題が把握されにくい世帯や複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対して、福祉の各分野を超えた多様な主体による支援ネットワークの形成と包括的な視点での取組が課題となります。

また、適切に相談や制度につながらずに孤立してしまうケースや、相談先がわからず状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先や制度につなげる仕組みや、自ら相談窓口につながることが難しい人へのアウトリーチによる支援、当事者に寄り添い、伴奏しながら支援する継続的な支援が必要です。

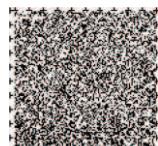
包括的支援体制の構築にあたっては、包括的相談支援、社会とのつながりを作る参加支援、世代や属性を超えた交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に実施するとともに、多様な主体によるネットワーク形成を進める必要があります。

地域活動やボランティア活動への参加は減少傾向にある一方で、アンケート調査（一般市民調査）では、地域の支え合いの仕組みづくりで特に必要であると思うこととして、地域の人々が知り合う機会や活動する場所の確保や活動する場所や資金の支援が求められています。

その他、市民参加への仕組みの構築、地域福祉を担う人材が活動を継続できるようにするための支援や既存の地域資源の活用や関係機関との連携も課題となります。

#### ② セーフティネットの機能強化

市の生活困窮者自立支援プラン作成数は増加傾向にあり、適切な生活保護制度の実施にあわせて、生活困窮者への自立支援の推進において、生活保護に陥らないためのセーフティネットを強化する必要があります。



### (3) 地域活動の活性化

#### ① 社会参加の促進

アンケート調査（一般市民調査）では、隣近所の人との付き合いについて、「たまに挨拶や立ち話等をする程度である」が46.8%と最も高く、次いで「ほとんど付き合いはない」が27.8%となっています。また、町内の行事や活動等への参加も「ほとんど参加していない」が38.0%と最も高くなっています。

気になった人がいたときには、声をかけたり、支援先を案内したりすることができるような、意識をもった扱い手を増やしていく必要があります。

#### ② 地域活動の支援と人材の育成

地域福祉の扱い手であるボランティアやNPO法人、民生委員・児童委員の不足が課題となっています。アンケート調査（一般市民調査）においても、ボランティア活動の参加について、「取り組んだことはない」が52.0%と最も高く、次いで「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」が20.8%となっています。

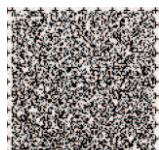
地域福祉活動を担う人材育成の支援やボランティアに取り組む人の育成支援に取り組んでいますが、活動のマンネリ化や新しい会員が増えないなどの課題を抱えています。地域活動の扱い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識付けが必要です。

さらに、地域福祉を推進するために、地域の扱い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

#### ③ 多様な地域資源との連携

アンケート調査（福祉の扱い手調査）では、小金井市民の地域活動が活性化するため必要なことは、「団体間の協働をコーディネートできる人・組織があること」が55.0%と最も高く、次いで「誰もが地域活動に関する情報を入手しやすい環境があること」が50.0%となっています。

福祉課題や、新たな制度に的確に対応し、福祉サービスの切れ目のない支援を行っていくために、地域活動団体と行政等が連携して地域の福祉サービスの向上に努めていく必要があります。





## 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

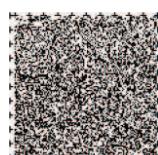
本市の最上位計画である第5次小金井市基本構想・前期基本計画では「いかそうみどり 増やそう笑顔 つなごう人の輪 小金井市」を将来像に掲げ、まちづくりの基本姿勢として「みんなの暮らしを大切にするまちづくり（市民生活の優先）」、「みんなで進めるまちづくり（参加と協働）」、「未来につなげるまちづくり（持続可能なまち）」を目指しています。

福祉と健康分野では、保健・医療・福祉の体制を充実させ、高齢者や障がい者はもとより、あらゆる個人が尊重され、お互いに支え合い、助け合う仕組みづくりを推進し、支援策を充実させ、いつまでも健康で自分らしく暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しており、本計画の基本理念については、第5次小金井市基本構想・前期基本計画における福祉と健康分野の取組方針から「誰もがいきいきと暮らすことのできるまち」を掲げるものとします。

この基本理念に基づき、「いきいきとした暮らしの充実」、「自立した暮らしの支援と実現」、「健康な暮らしの支援と実現」を目指します。

#### 【基本理念】

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち



## || 2 基本目標

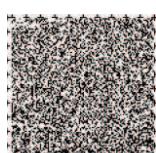
基本理念の実現に向け、3つの基本目標を定め、施策の展開を図ります。

### (1) 福祉のまちづくり

- ・誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組み、公共施設などのバリアフリー化を推進します。また、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外出しやすい環境づくりを進めます。
- ・災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者情報を適切に管理するとともに、対象者を把握して、平時の見守り及び災害時など緊急事態における支援体制の充実を図ります。
- ・全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進めるため、人権尊重の意識を高めるとともに、病気や障害などで判断能力が不十分な人の権利を守り、安心して地域で暮らし続けられるよう、権利擁護の体制づくりを進めます。
- ・本市の成年後見制度利用促進基本計画により中核機関として位置付けられる小金井市権利擁護センター（ふくしネットこがねい）（以下「権利擁護センター」という。）を基礎として、成年後見制度の利用促進や権利擁護支援に取り組んでいきます。
- ・福祉サービスに係る積極的な情報発信とサービスの質の適正化を図ります。また、福祉サービスの提供等による本人への支援は、本人の意思（自己決定）の尊重に基づいて行われるよう努めます。

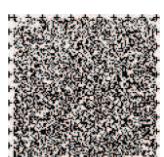
### (2) 包括的支援体制の構築

- ・様々な課題を抱える地域住民等に対して適切な支援が提供できるよう、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口の機能強化を図ります。また、気軽に相談できる相談窓口として周知の工夫に努めるとともに、社会とのつながりを作る参加支援、交流の場や居場所を整備する地域づくりの充実を一体的に取り組み、包括的支援のネットワークの形成を進めます。
- ・複雑化・複合化した地域課題については、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担によりチームによる支援を目指します。
- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の発掘、開拓・開発に努め、町会・自治会、民生委員・児童委員、NPO法人等、関係機関など多様な地域資源とのつながりを作るための支援を行います。
- ・必要な支援につながっていない方を支援に繋げる体制の整備を図ります。
  - ・生活困窮者自立支援制度の強化を図り、個々人の状況に応じた支援を実施し、自立を手助けしていきます。



### (3) 地域活動の活性化

- ・地域づくりの重要な担い手である民生委員児童委員協議会に対し支援を行い、引き継ぎ連携していきます。民生委員・児童委員の欠員補充に注力し、民生委員・児童委員の役割を適正化して、負担軽減を図ります。
- ・若い世代や、元気な高齢者など、より多くの人が地域での活動に関心を持ち、積極的に関わりを持てるよう、社会参加しやすい環境を整えるとともに多様な機会創出により社会参加の促進を図ります。
- ・地域活動に関する情報発信を行うとともに活動の活性化につながるよう支援します。また、活動の担い手の育成につながる事業を展開します。
- ・社会福祉協議会、社会福祉法人に加えて、NPO法人等、事業者など多様な主体との連携を強化し支援機関のネットワークづくりを進めます。



### 3 施策体系

[ 基本目標 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

誰もがいきいきと暮らすことのできるまち

#### 1 福祉のまちづくり

(1) 福祉を支える基盤の整備

(2) 災害に備える体制づくり

(3) 人権尊重と権利擁護の体制づくり

(4) 情報提供の仕組みづくり

#### 2 包括的支援体制の構築

(1) 重層的支援体制の整備

(2) セーフティネットの機能強化

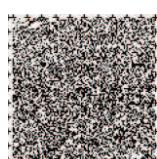
(3) 再犯防止の支援

#### 3 地域活動の活性化

(1) 社会参加の促進

(2) 地域活動の支援と人材の育成

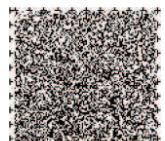
(3) 多様な地域資源との連携



## 〔 施策 〕

## 〔 個別事業・取り組み 〕

①暮らしやすいまちづくり	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進／施設のバリアフリー化の推進
②移動支援の充実	C o C o バスの利便性向上／移送サービスへの支援
①防災・防犯活動への参加促進	自主防災組織の育成／地域コミュニティを活用した防犯体制の推進
②要支援者の支援強化	災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実
①ノーマライゼーションの推進	保健福祉教育の充実／市民に対する啓発活動の推進
②権利擁護事業の充実	権利擁護事業の推進／地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援／虐待防止・対応ネットワークづくりの推進
③福祉サービスの質の確保	福祉サービス苦情調整委員制度の周知／福祉サービス第三者評価システムの普及／サービス事業者の指導強化
①福祉の情報発信の強化	情報提供の充実／各種手当制度の周知
②情報バリアフリーの推進	情報提供のユニバーサルデザインの推進
①包括的相談支援体制の構築	福祉総合相談窓口の運営／多機関協働の推進／アウトリーチ等を通じた継続的支援
②参加支援	社会参加に向けた資源開拓／多様な地域資源とのマッチング
③地域づくりの促進	多様な市民が交流できる場の構築／地域での見守り推進
①生活困窮者への支援強化	地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化／生活困窮者の自立支援の推進
②生活保障の推進	生活保護制度の適正な運用／路上生活者への自立支援／住宅確保要配慮者に対する居住支援
①再犯防止等に関する活動の推進	就労・住居の確保等の自立支援のための取組／保健医療・福祉サービスの利用促進／学校と連携した修学支援等の実施／広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携
①地域活動への参加促進	ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり／多様な人材の地域活動への参加促進
①地域福祉の担い手育成	地域福祉ファシリテーター養成講座の開催／市民活動の資質向上
②専門人材の育成	福祉専門職の資質の向上／民間事業者等の参入促進／地域福祉推進事業の充実
①多様な主体との連携づくり	民生委員・児童委員活動の支援／町会・自治会活動への支援／福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進
②社会福祉法人等との連携強化	ボランティア・市民活動センターの機能強化／社会福祉協議会との連携強化／社会福祉法人等との連携強化





## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 福祉のまちづくり

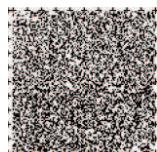
#### (1) 福祉を支える基盤の整備

##### ① 暮らしやすいまちづくり

事業名	施策内容	担当
1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	誰もが使う施設や道路、公園について、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての市民が円滑に利用できるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。	関係各課
2 施設のバリアフリー化の推進	関係機関や民間建築物等に対し、エスカレーター・エレベーター、スロープ、バリアフリートイレの設置など、当事者の意見をききながらバリアフリー化を働きかけます。 公共施設について、改修の際に利用しやすさに配慮したバリアフリー化を進めます。 東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新設または改修される届出が必要な対象建築物について、整備基準を満たせるよう指導します。	関係各課

##### ② 移動支援の充実

事業名	施策内容	担当
3 C o C o バスの利便性向上	路線バス等を補完する公共交通として公共交通不便地域をカバーし、市内の地域交通ネットワークを形成します。交通弱者の移動ニーズにも配慮しつつ、持続可能な運行形態及びサービスの提供を目指し利便性の向上に取り組みます。	交通対策課
4 移送サービスへの支援	日常生活において外出が困難な方の社会参加を支援するため、移送サービスを実施しているN P O 法人等へ助成し、移送の安定的な供給に努めます。	自立生活支援課



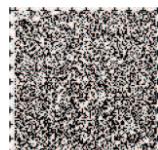
## (2) 災害に備える体制づくり

### ① 防災・防犯活動への参加促進

事業名	施策内容	担当
5 自主防災組織の育成	<p>防災に関する情報提供や学習機会の充実により、市民への防災知識の浸透と防災意識の向上を図ります。特に、子育て世代や子どもの参加を増やせるよう、防災訓練内容の見直しや周知方法の工夫を行います。</p> <p>自主防災組織が結成されていない地域については、「自助・共助」の重要性を周知しつつ、自主防災組織の結成を促進します。</p>	地域安全課
6 地域コミュニティを活用した防犯体制の推進	<p>市と小金井警察署、町会・自治会等の地域コミュニティ、各種防犯団体との連携を強化し、地域で起きた犯罪の情報共有を行うなど、個人や地域の防犯意識を高め、地域での防犯体制の整備を支援します。</p> <p>市内で自主的に防犯パトロールを行っている団体について、防犯資機材を支給し、活動を支援します。</p>	地域安全課

### ② 要支援者の支援強化

事業名	施策内容	担当
7 災害時における避難行動要支援者への支援体制の充実	<p>災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある人等（以下「避難行動要支援者」といいます。）を把握するため、災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者名簿の適正な管理・更新を行います。</p> <p>民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら、個人情報の保護に配慮しつつ、必要に応じて名簿を活用できるよう整備します。加えて、地域の皆さんに「支援者」となっていただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備するモデル地区事業を進めていきます。</p> <p>また、福祉避難所の管理運営の整備を推進します。</p>	福祉保健部各課



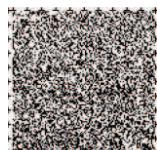
## (3) 人権尊重と権利擁護の体制づくり

## ① ノーマライゼーションの推進

事業名	施策内容	担当
8 保健福祉教育の充実	<p>学校教育の「総合的な学習の時間」での体験学習等や、障がいの有無に関わらず、共に学ぶ機会を通じて、高齢者や障がいのある人と触れ合い、支援が必要な方への理解や、障がいについての知識を子どもの頃から深めます。</p> <p>児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる様に努めます。</p>	指導室
9 市民に対する啓発活動の推進	<p>保健福祉に関する講座・講演等を開催するとともに、市報等を通じて、高齢者や障がいのある人をはじめ、全ての人の人権に対する理解を深めます。</p> <p>誰もが安心して社会参加できるよう、合理的配慮の提供や心のバリアフリーを推進し、ソーシャル・インクルージョンやノーマライゼーションの理念の周知を図ります。</p>	関係各課

## ② 権利擁護事業の充実

事業名	施策内容	担当
10 権利擁護事業の推進	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の意思（自己決定）を尊重し、権利を守るため、権利擁護意識の醸成を図ります。加えて、本市の成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度の周知・利用促進に努めるとともに、権利擁護センターにおいて、権利擁護を支える地域の担い手として市民後見人の育成を進めます。	地域福祉課 介護福祉課 自立生活支援課 社会福祉協議会
11 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の利用支援	権利擁護センターにおいて、判断能力に不安のある人の生活の安定を支えるため、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を、関係機関と連携しながら、継続して実施します。	地域福祉課 社会福祉協議会
12 虐待防止・対応ネットワークづくりの推進	ドメスティック・バイオレンスを含む、あらゆる暴力の防止に向け、暴力を未然に防ぐための意識啓発について発信するとともに、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待に対し、関係機関との連携を強め、相談に対する適切な対応を進めます。また、虐待をしてしまう擁護者等を含む家族全体に対する地域ぐるみの支援を推進します。	関係各課



### ③ 福祉サービスの質の確保

事業名	施策内容	担当
13 福祉サービス苦情調整委員制度の周知	<p>福祉サービス（介護保険サービスを含む。）に対する市民の苦情に公平かつ適正に対応し、信頼性と福祉の向上をめざすことを目的にして、福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）が2名配置されています。</p> <p>制度の周知に努めるとともに、福祉サービス苦情調整委員（福祉オンブズマン）による職員を対象とした研修を実施し、接遇向上と「苦情ゼロ」をめざします。</p>	地域福祉課
14 福祉サービス第三者評価システムの普及	福祉サービスの質の確保のため、福祉サービスの事業者に対し、第三者評価の受審への助成を行います。また、利用者が質の高い福祉サービスを選択できるよう、第三者評価の評価結果を公表し、情報提供を行います。	関係各課
15 サービス事業者の指導強化	福祉サービス事業者である市内の社会福祉法人等に対し、法令等を遵守した適切な運営がされているか、市職員による指導検査を行います。	関係各課

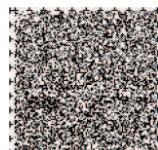
### （4）情報提供の仕組みづくり

#### ① 福祉の情報発信の強化

事業名	施策内容	担当
16 情報提供の充実	<p>支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。</p> <p>地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいうように配慮します。</p>	福祉保健部各課
17 各種手当制度の周知	<p>各種手当制度の案内を定期的に市報等に掲載し、周知を図ります。市報や市ホームページを活用し、情報のすみやかな提供を行います。</p> <p>また、福祉サービス事業者や民生委員・児童委員等との連携を通じて、情報発信を強化します。</p>	福祉保健部各課

#### ② 情報バリアフリーの推進

事業名	施策内容	担当
18 情報提供のユニバーサルデザインの推進	<p>支援を必要とする人が必要な時に保健・医療・福祉サービスに関する情報を入手できるよう、市報こがねい、市ホームページ等を活用し、情報提供の充実を図ります。</p> <p>地域における身近な施設等にも各種ガイドブック等を配布し、市民が情報を入手しやすいうように配慮します。</p>	福祉保健部各課



## || 基本目標2 包括的支援体制の構築

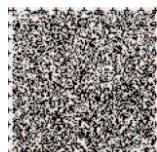
### (1) 重層的支援体制の整備

#### ① 包括的相談支援体制の構築

事業名	施策内容	担当
19 福祉総合相談窓口の運営	年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、包括的に相談を受け止める福祉総合相談窓口を運営します。福祉総合相談窓口では、相談支援包括化推進員を配置し、住民に身近な圏域において総合的な相談に応じます。また、複雑化・複合化した相談については適切に支援機関につなぎ、より良い方法を一緒に考えながら進める伴走型の相談支援を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
20【新規】 多機関協働の推進	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。 地域生活課題を抱えた方の情報を早期にかつ幅広く集約し、必要な支援につながっていない方を支援につなげる体制を構築します。	関係各課
21【新規】 アウトリーチ等を通じた継続的支援	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い関係性の構築に向けた支援を行います。	関係各課

#### ② 参加支援

事業名	施策内容	担当
22【新規】 社会参加に向けた資源開拓	既存の地域資源や支援関係機関とつながりを作り、活用方法拡充の検討を行います。 また、必要に応じて地域へ働きかけを行い、多様な支援メニューが作られるように努めます。	地域福祉課
23【新規】 多様な地域資源とのマッチング	既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューのコーディネートをし、マッチングを行います。	地域福祉課



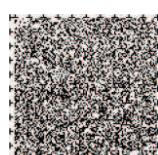
### ③ 地域づくりの促進

事業名	施策内容	担当
24【組替】 多様な市民が交流できる場の構築	<p>年齢や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持った市民が参加できる活動の機会を作ります。</p> <p>市内集会施設や公民館等の施設を活用し、地域福祉に関心を持つ市民や活動団体が情報交換や活動の連携を広げられる機会づくりを推進します。</p> <p>地域資源を幅広く把握し、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。</p> <p>交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートし、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備します。</p>	関係各課
25【組替】 地域での見守り推進	<p>民生委員・児童委員をはじめとした地域に密着して活動する主体と行政との連携を強化し、地域での見守り機能を高めます。</p> <p>また、町会・自治会、商店会、医療機関などと連携して見守り支援のネットワーク体制の充実を図ります。</p> <p>気軽な相談から、複合的な地域生活課題まで、事態が深刻化する前に適切な支援につなげるよう、行政機関および関係機関との相談体制を整備します。</p>	関係各課

## (2) セーフティネットの機能強化

### ① 生活困窮者への支援強化

事業名	施策内容	担当
26 地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化	生活困窮者の支援に関し、関係各課および関係機関等との情報共有に努め、支援体制の連携強化を進めます。	地域福祉課
27 生活困窮者の自立支援の推進	<p>生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行います。また、関係機関と連携しながら就労その他の支援体制を構築します。</p> <p>家計に課題を抱える生活困窮者に対し、情報の提供や専門的な助言、指導等を行うことにより、早期に生活が再生されるよう支援します。また、住居確保給付金の給付、学習支援事業を実施します。</p>	地域福祉課



## ② 生活保障の推進

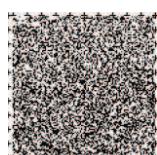
事業名	施策内容	担当
28 生活保護制度の適正な運用	生活保護を必要とする世帯の実態と要望の的確な把握に努め、自立助長へ向けた支援を強化します。	地域福祉課
29 路上生活者への自立支援	年2回定期的に実施している路上生活者概数調査等を通じて路上生活者を把握し、関係機関とともに生活保護制度等の各種施策を活用して早期の自立支援を進めます。	地域福祉課
30【新規】 住宅確保要配慮者に対する居住支援	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する者）に対して住まいを探すための相談支援を行います。	関係各課

## （3）再犯防止の支援

### ① 再犯防止等に関する活動の推進

具体的施策
31 就労・住居確保等の自立支援のための取組
32 保健医療・福祉サービスの利用の促進
33 学校と連携した修学支援等の実施
34 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携

※詳細な取り組みは第5章 小金井市再犯防止推進計画を参照



## || 基本目標3 地域活動の活性化

### (1) 社会参加の促進

#### ① 地域活動への参加促進

事業名	施策内容	担当
35 ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加することができるよう、地域で活動するボランティア団体や既存の各種団体の情報提供を充実させます。 ボランティア体験学習を継続して実施し、地域福祉への関心の醸成と、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。	関係各課 社会福祉協議会
36 多様な人材の地域活動への参加促進	ボランティア活動に関心を持つ教育機関や、地域福祉分野での社会貢献を考えている企業等との協働を促進します。 また若い世代や、企業で培った経験を持つ人材が地域福祉の新たな担い手となるよう、ボランティア団体や既存の各種団体の活動紹介や、活動の立ち上げを支援します。	関係各課 社会福祉協議会

#### コラム 民生委員・児童委員はあなたの一番身近な相談相手です

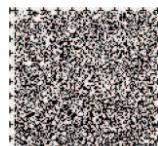
民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。本市では、市内を78の地域に分けて、民生委員・児童委員がそれぞれの地域において、生活に困った方、高齢者、体の不自由な方、児童問題、子育て支援など援助を必要とする方の相談に応じ、行政機関との橋渡しを行っています。民生委員・児童委員には住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持する守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。



赤い羽根共同募金活動の様子



PRイベントの様子



## (2) 地域活動の支援と人材の育成

### ① 地域福祉の担い手育成

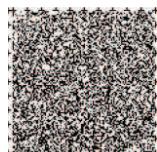
事業名	施策内容	担当
37 地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	小金井市、三鷹市、武蔵野市、調布市、当該4市社会福祉協議会およびルーテル学院大学と協働し、地域福祉の新たな担い手として地域福祉ファシリテーターの養成に努めます。 講座の修了生が地域での活動を始める際の支援や、活動の継続支援を行います。	地域福祉課 社会福祉協議会
38 市民活動の資質向上	ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り資質の向上に努めます。 市民活動団体の活性化につながる支援を進めるとともに、ボランティア団体や既存の各種団体が、地域における新たな見守り、支え合い活動の主体となれるよう、情報の提供や相談支援等を積極的に展開します。	地域福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会

### ② 専門人材の育成

事業名	施策内容	担当
39 福祉専門職の資質の向上	専門職の資質向上を促進するため、介護福祉分野や障がい者福祉分野で働く方に向けた研修を実施します。また、国や都で実施する研修や講習会について、情報提供を行います。 介護福祉分野で働く方の研修等については、今後も研修、講習会の開催および受講料を一部助成します。	自立生活支援課 介護福祉課
40 民間事業者等の参入促進	行政が直接実施している福祉分野の事業に関し、民間事業者が持つノウハウ等を活用し、柔軟かつ適正な事業運営の検討を行いさらなる福祉の充実を図ります。 民間事業者やNPO法人との協定締結をめざし、民間事業者の協力による緩やかな見守り体制の充実に努めます。	自立生活支援課 介護福祉課
41 地域福祉推進事業の充実	市と協働して、高齢者や障がいのある人などに対して家事援助サービス、介護サービス、食事サービス等の福祉サービス事業を行っている法人に対し、市がその事業費の一部を補助します。	地域福祉課

#### 地域福祉ファシリテーターとは

住民の立場から、地域の福祉課題や地域の中で支援を必要としている人を発見し、自らが持つ能力や人脈、社会資源などを生かして、具体的な地域での支え合い活動を企画、実施する中核となる方のことを指します。本市では地域福祉ファシリテーター養成講座の実施により、新たな支え合い活動が地域で展開されることを目指しています。



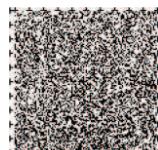
### (3) 多様な地域資源との連携

#### ① 多様な主体との連携づくり

事業名	施策内容	担当
42 民生委員・児童委員活動の支援	<p>民生委員・児童委員が行っている地域に密着した相談や情報提供、地域生活課題の発見等の活動を支援するとともに、民生委員・児童委員制度や活動内容の周知を図ります。</p> <p>また、民生委員・児童委員が行う事務の状況を把握し、欠員補充の方法や民生委員・児童委員の負担感軽減について、課題解決に向けた検討を行います。</p>	地域福祉課
43 町会・自治会活動への支援	地域活動の基盤となる町会・自治会の情報を市の窓口で案内し、新たな加入者増加に努めます。また、町会・自治会の活動の活性化に資するため、東京都が実施する支援事業等の情報提供を行います。	広報秘書課
44 福祉サービス事業所の地域に開かれた取り組みの推進	福祉サービス事業所の会議室や敷地などの「場」を地域住民の交流の場として開放したり、福祉サービス事業所の物品販売を周知することで地域に密着した事業所としての公益的な取組が広まるよう支援します。	関係各課

#### ② 社会福祉法人等との連携強化

事業名	施策内容	担当
45 ボランティア・市民活動センターの機能強化	<p>ボランティア活動やNPO法人等に関する情報の収集・公開や、活動先の紹介を充実させます。</p> <p>地域活動の立ち上げを支援するとともに、既存の活動の継続支援や、行政や他団体との連携につながるよう、相談機能を高めます。</p> <p>また、市と社会福祉協議会が締結する「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書」に基づき、効果的な災害ボランティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携を図ります。</p>	関係各課 社会福祉協議会
46 社会福祉協議会との連携強化	社会福祉協議会は地域において地域福祉を推進する中核となる組織です。社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を推進するために必要な支援を行い、基盤強化を図り、さらなる連携を進めます。	地域福祉課
47 社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人やNPO法人等が、地域で事業を実施するうちに気がついた、支援を必要とする事例や、相談等を集約し、関係機関と情報共有を図って、適切な支援につなげられる体制を整備します。	関係各課 社会福祉協議会





## 小金井市再犯防止推進計画

### 1 計画策定の趣旨

全国における刑法犯の認知件数は平成15年以降減少を続け、令和3年まで毎年減少しています。一方で、再犯者率（刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の割合）は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

再犯者の多くは出所後、社会に復帰するまでに様々な困難があり、必要な支援を受けられずに再び犯罪に至るという悪循環に陥りやすいと考えられます。こうしたことから、地域社会で孤立することなく必要な支援を受けられる環境づくりを進めることが求められています。

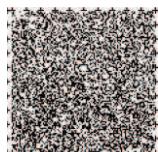
このような状況を踏まえ、国では、平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が成立し、平成29年12月には国としての再犯防止推進計画を、令和元年12月には、再犯防止推進計画に基づく再犯防止推進計画加速化プランを閣議決定しました。さらに、令和5年3月には、前計画の取組をさらに深化させ、推進していくため、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする第二次再犯防止推進計画を策定しています。

本市においても、これまで取り組んできた安全で安心して暮らせるまちづくりをさらに推進し、犯罪の被害を防止するとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、こうした国の動向等を踏まえて、小金井市再犯防止推進計画を策定します。

### 2 計画の位置付け

小金井市再犯防止推進計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けられるものです。

また、小金井市再犯防止推進計画は、福祉分野における上位計画である「小金井市地域福祉計画」に包含される計画とします。



## || 3 小金井市の現状

### ① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

小金井警察署が取り扱った刑法犯検挙者数は、平成30年以降は200件台で推移しており、増減はあるものの概ね減少傾向にあると思われます。刑法犯検挙者中の再犯者率をみると、警視庁や全国の再犯者率を若干下回っているものの、平成29年以降、再犯者率が40%を超える状況が続いている、特に令和3年には半数近くが再犯者となっています。

令和3年刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

項目	刑法犯検挙者数（人）	再犯者数（人）	再犯者率（%）
小金井警察署	204	101	49.5
警視庁	19,086	9,809	51.4
全国	159,692	79,809	50.0

資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

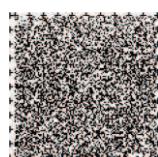
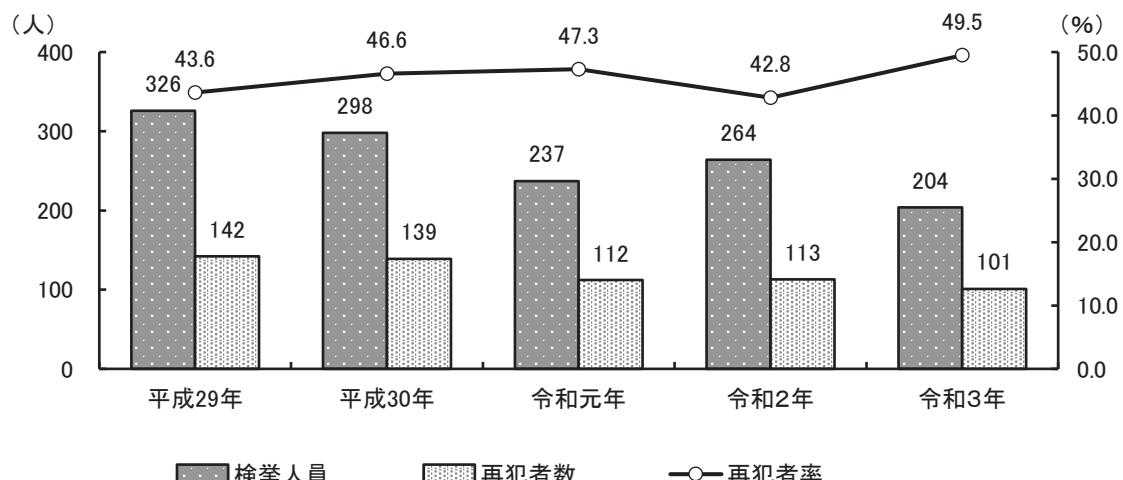
小金井警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移

(平成29年～令和3年)

項目	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙人員（人）	326	298	237	264	204
再犯者数（人）	142	139	112	113	101
再犯者率（%）	43.6	46.6	47.3	42.8	49.5

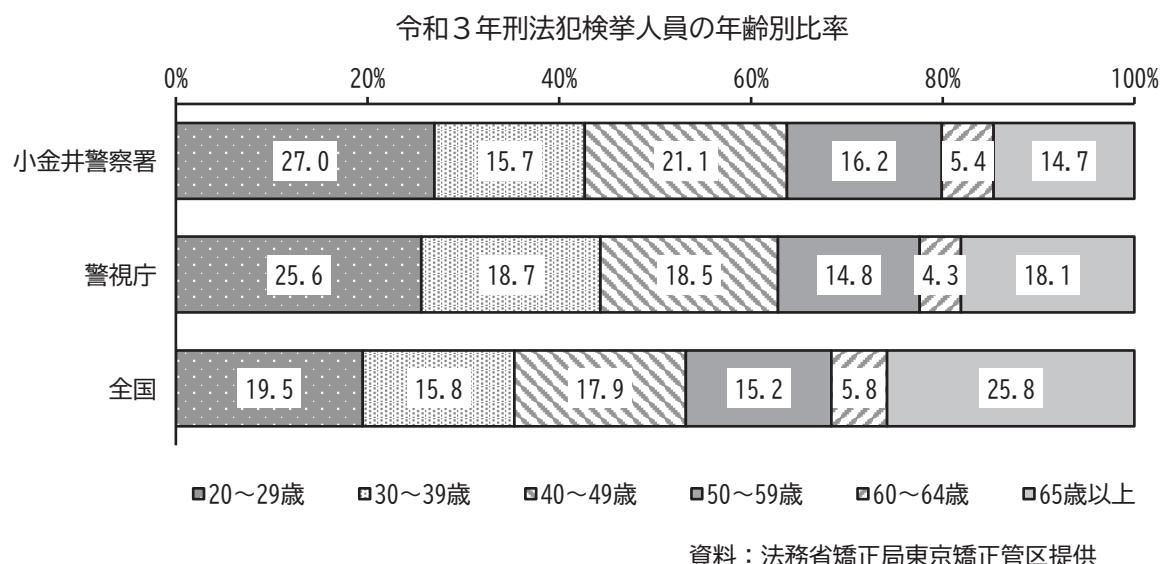
資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

小金井警察署における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



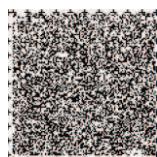
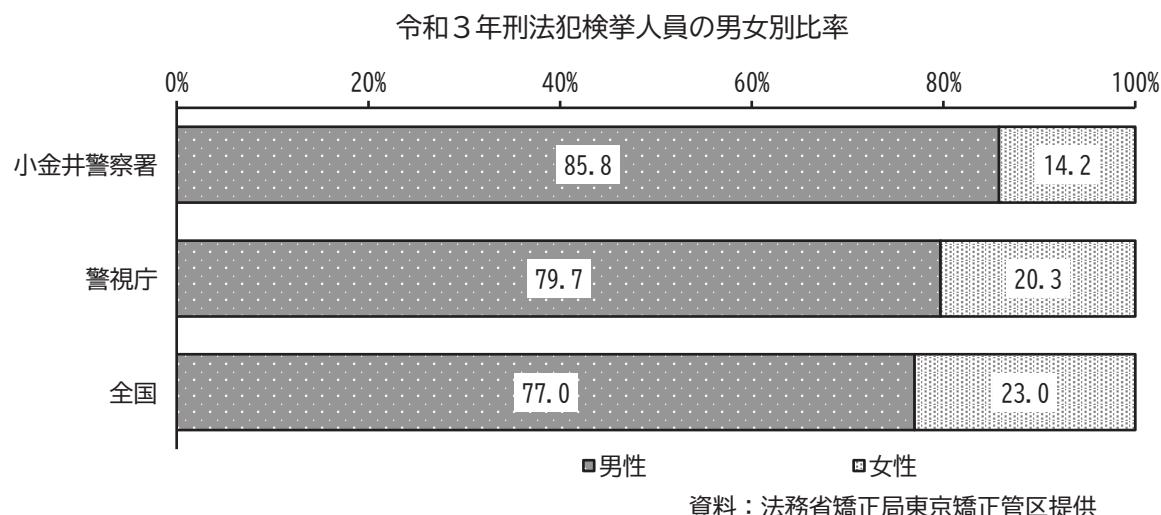
## ② 刑法犯検挙人員の年齢別比率

令和3年における刑法犯検挙人員を年齢別でみると、小金井警察署では20～29歳が最も多く、27.0%を占めており、警視庁や全国と比べて高い割合となっています。一方、65歳以上の割合は14.7%と、警視庁や全国よりも低い割合となっています。



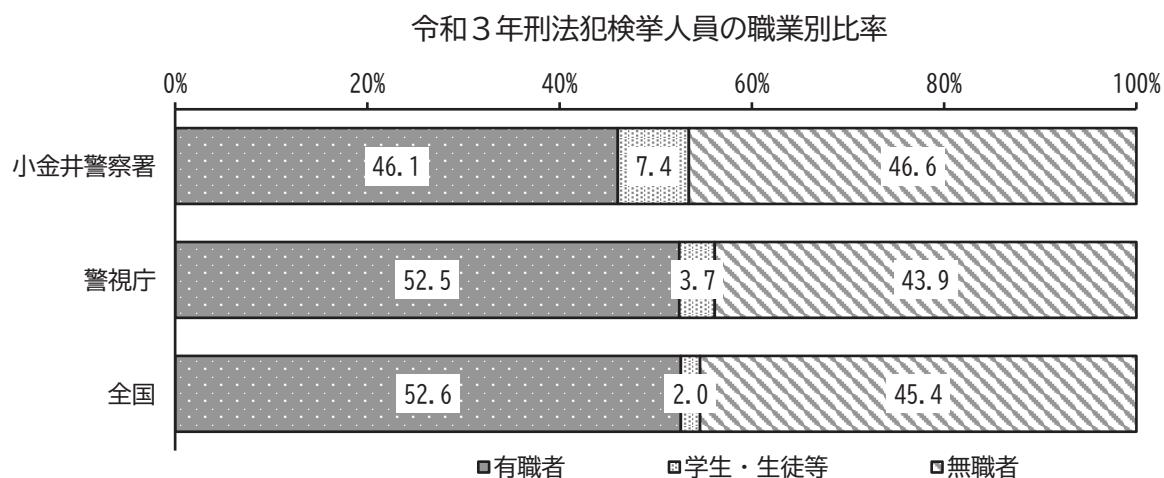
## ③ 刑法犯検挙人員の男女別比率

令和3年における刑法犯検挙人員の男女別比率でみると、小金井警察署では男性が85.8%、女性が14.2%となっており、警視庁、全国よりも男性の比率が高くなっています。



#### ④ 刑法犯検挙人員の職業別比率

令和3年における刑法犯検挙人員の職業別比率をみると、有職者と無職者がほぼ同じ割合となっています。警視庁、全国と比較すると、小金井警察署では警視庁、全国より学生・生徒等の割合が高く、有職者の割合が低くなっています。

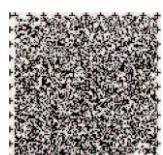


資料：法務省矯正局東京矯正管区提供

---

##### 注記

- 1 小金井警察署は小金井市全域と国分寺市全域を管轄しており、小金井警察署の数値については、小金井市及び国分寺市の合計数となる。
- 2 警視庁は、東京都を管轄する警察組織である。
- 3 法務省矯正局東京矯正管区提供の刑法犯検挙人員数は少年の検挙人員を含まない。



## 4 再犯防止等の推進にあたっての方針

再犯防止の取組は、これまで主に刑事司法関係機関により実施されてきましたが、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく立ち直っていくためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があることが指摘されています。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在し、福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する市の役割も重要となります。

そのため、本市では、再犯防止推進法第3条に規定される基本理念及び第二次再犯防止推進計画に掲げられる国の重点課題並びに都の主な取組内容を踏まえ、就労や保健医療、福祉、教育など様々な分野の施策・取組について、再犯防止の視点を持って取りまとめました。また、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会に復帰することができるよう、関係機関・民間協力者等と連携し、必要な支援の実施や理解促進のための広報・啓発活動に取り組みます。

### 国 の 重 点 課 題

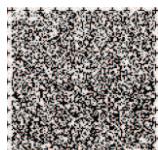
- ・ 就労・住居の確保等
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ・ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ・ 民間協力者の活動の促進等
- ・ 地域による包摂の推進
- ・ 再犯防止に向けた基盤の整備等

### 都 の 主 な 取 組

- ・ 就労・住居の確保等のための取組
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ・ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等のための取組
- ・ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ・ 再犯防止のための連携体制の整備等のための取組

### 市 の 具 体 的 事 業

- ・ 就労・住居確保等の自立支援のための取組
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ・ 学校と連携した修学支援等の実施
- ・ 広報・啓発活動の促進と民間協力者との連携



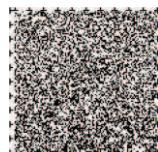
## || 5 具体的施策

施策の展開にあたっては、再犯の防止を目的としているもののほか、犯罪をした者等か否かにかかわらず、従前から実施している再犯防止に資する可能性がある各種事業を記載しています。

### (1) 就労・住居確保等の自立支援のための取組

- 就職や住居確保等が困難な者等に対して、生活習慣、職業適性や求人状況等を踏まえた包括的就労支援を行うとともに、性別、年齢、心身の状況、家庭環境等の特性や現状に応じた居住先の確保など生活困窮者に対する自立支援策を強化します。

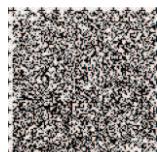
事業名	施策内容	担当
生活保護制度の適正な運営	病気やケガをしたり、仕事を失い生活に困ったときに、一定の基準にしたがって健康で文化的な最低限度の生活を保障し可能な限り自分の力や様々な制度を活用し、生活ができるように援助します。	地域福祉課
住宅の確保等に対する支援	住まいが見つからずにお困りの方などに対して住まい探しに関する相談・支援等を充実させます。また、TOKYOチャレンジネットなど住宅確保を支援する窓口へつなぎます。	地域福祉課
生活困窮者自立支援制度の適正な運営		地域福祉課
自立相談支援事業	生活困窮者の相談に広く対応し、相談者の状況や課題に応じた関係機関を案内するとともに、個別の支援計画を作成し、就労支援を始め包括的かつ継続的な支援を行います。	
家計改善支援事業	日常のお金の使い方の見直しや、収支のバランスなどについてアドバイスをし、安定した家計管理が行えるように支援します。	
住居確保給付金の支給	離職等により住まいを失った方、または失うおそれのある方に、家賃相当額の住居確保給付金を支給し、就職に向けた支援を行います。	
学習支援事業	生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進するため、進学支援等の学習支援、進路相談等、保護者に対する養育支援等を行います。	
就労準備支援事業	直ちに就労することが困難な方に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。	



## (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・高齢や障がいにより福祉的支援を必要とする人、貧困や疾病、厳しい生育環境等の様々な生きづらさを抱える人が、地域社会で安定した生活を送れるように、その人の特性や現状に応じた寄り添い支援を実施します。

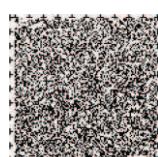
事業名	施策内容	担当
権利擁護事業の推進	認知症や知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が十分でない人の権利を守るために、権利擁護意識の醸成を図ります。	地域福祉課
包括的相談支援体制の構築		地域福祉課
福祉総合相談窓口の運営	保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等に対して、全ての方を対象にした福祉総合相談窓口において、各々が抱える課題の解決に向けたアドバイスを行ったり、高齢や障がい等のニーズに応じた保健医療や福祉サービスが提供できる適切な機関へつなぎます。	
多機関協働の推進	各種相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。地域生活課題を抱えた方の情報を早期にかつ幅広く集約し、必要な支援につながっていない方を支援につなげる体制を構築します。	
アウトリーチ等を通じた継続的支援	支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行い関係性の構築に向けた支援を行います。	



### (3) 学校と連携した修学支援等の実施

- ・学校及び関係機関の連携により困り感を抱えた児童・生徒に対する支援を行います。
- また、地域全体で子どもを見守り、明るく健やかな成長を支え「誰一人取り残さない」地域づくりにより非行の未然防止を目指します。

事業名	施策内容	担当
教育相談機能の向上	いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化・複雑化した課題の解決に向け、組織的な相談体制を一層充実させ、学校の教育相談機能を向上させます。	指導室
特別支援教育の推進	すべての教員が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある児童・生徒に対する組織的な対応ができるようにしていきます。また、個々の児童・生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行います。	学務課・指導室
青少年健全育成地区委員会	地域の子どもたちの健全育成を図ることを目的に、各地区で活動しているボランティア団体です。通学路などの安全点検、独自の地区行事、管外研修、季節の行事など、各地区の実情に応じた取組を行います。	児童青少年課



## (4) 広報・啓発活動の促進と民間協力者等との連携

- ・犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について、関心と理解を深める取組を推進します。また、立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることを防ぐ更生保護の活動には、保護司や更生保護施設をはじめ、更生保護女性会、BBS、協力雇用主などたくさんの人や団体がかかわっており、こうした民間協力者等と市が連携協力し、民間協力者等が活動しやすい環境づくりに努めます。

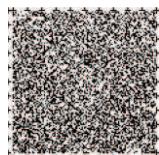
事業名	施策内容	担当課
社会を明るくする運動	「犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く」ことを目指し、法務省が主唱する全国的な運動です。保護司会等と協働し、様々な広報活動を実施します。	地域福祉課
保護司会の活動支援	地域において犯罪をした者等の指導・支援、見守りなど再犯防止等の中心的な役割を担う保護司会の活動を支援します。	地域福祉課
更生保護活動の広報・啓発	啓発ポスターの掲出や啓発グッズの配布、市のホームページや広報紙を活用し、市民へ情報を提供し理解促進に努めます。	地域福祉課

※更生保護女性会とは、女性としての立場から、犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、罪を犯した人の更生支援や青少年の健全な育成を助け、非行のある少年の改善更生などに協力するボランティア団体です。

※BBS (Big Brothers and Sisters Movement) とは、非行など様々な問題を抱える少年たちに、兄や姉のように身近な存在として接しながら、少年たち自身で問題を解決し、健全に成長することを支援することで、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す成年ボランティア団体です。

※協力雇用主とは、犯罪や非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などを、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

用語出典：2018年7月17日「あしたの暮らしをわかりやすく政府広報オンライン」より



## コラム 地域における更生保護の活動

### 【社会を明るくする運動】

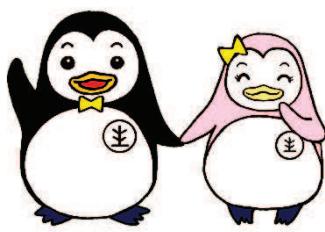
○法務省は、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間である7月を中心に、広報・啓発活動を積極的に展開しています。令和5年に実施した第73回“社会を明るくする運動”では、「#生きづらさを、生きていく。」をテーマに、本市においても、駅頭や阿波踊り会場において広報活動を実施し、民間協力者等の他、中学生ボランティアの皆さんにもご協力いただきました。また、夏休み期間に行なった子ども映画会では延べ87人が参加しました。



子ども映画会の様子



駅頭広報活動の様子

更生保護のマスコットキャラクター  
ホゴちゃんとサラちゃん

### 【再犯防止を支える民間協力者：北多摩東地区保護司会 小金井分区】

○北多摩東地区保護司会は、昭和42年4月19日に設立されました。武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市の4市で構成され、それぞれが“分区”として位置付けられています。小金井分区では、令和5年10月時点で22名の保護司が地域の犯罪・非行の予防を図る活動等を行なっていますが、近年、保護司の高齢化が進んでおり、担い手の不足が課題となっています。

#### <主な活動内容>

##### 1. 保護観察

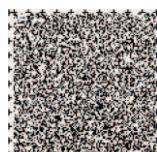
更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るために約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

##### 2. 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保などを行い必要な受入態勢を整えるものです。

##### 3. 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間などの機会を通じて、「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。





## 計画の推進

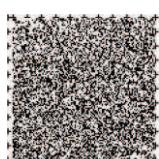
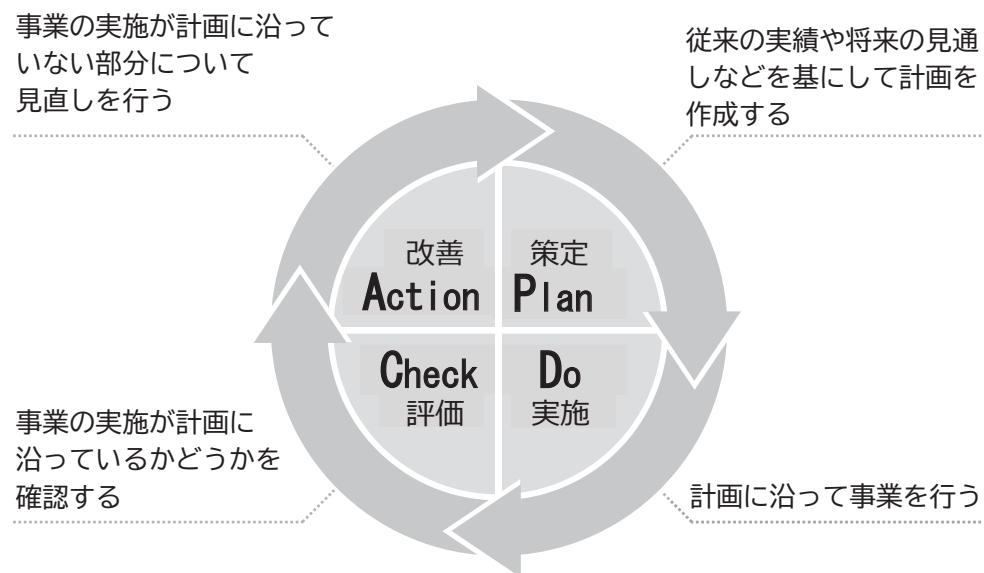
### 1 計画の推進体制

小金井市地域福祉推進委員会において、計画の取り組み状況の評価を行います。

また、本計画の推進に当たっては、全庁的な体制における本計画の着実な実施に努めるとともに、事業の進捗状況について、毎年度、計画の評価を行います。

進捗状況および評価結果については、市ホームページで公表し、本計画に掲げる基本目標や施策についての周知を図ります。

P D C A サイクルのイメージ



## 2 計画の評価方法

本計画の進捗状況をできるだけ客観的に評価し、施策のあるべき姿を定期的に確認するため、目標指標を設定します。目標年次は、計画期間最終年度の令和11年度とします。

目標の「継続」は現状から継続して同様に事業を進めるもの、「充実」は、現状からさらに事業を充実させて推し進めていくものとします。

### 【計画全体の目標指標】

アンケート調査による評価の指標として、次の目標を設置します。

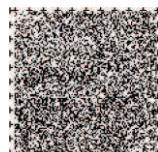
計画全体の目標指標		調査結果		目標値 (令和11年度)
		平成28年度	令和4年度	
1	自分が住んでいる町内の住み心地の満足度「かなり満足している」の割合	21.7%	27.2%	35%※
2	地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について取り組んだことのある人「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに取り組むことがある」合計の割合	18.4%	16.1%	20%※
3	福祉総合相談窓口（自立相談サポートセンター）の認知の割合	9.4%	47.2%	60%※
4	権利擁護センターの認知の割合	7.9%	25.6%	30%※

※アンケート調査は令和10年度に実施予定。

### 【事業目標】

#### ①福祉のまちづくり

事業	指標	現状 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
権利擁護事業の推進	市民後見人の数	2人	充実
福祉サービス第三者評価システムの普及	第三者評価の利用数	17件	継続
サービス事業者への指導強化	社会福祉法人への指導検査の実施	年1法人実施	継続



## 地域福祉計画

### ②包括的支援体制の構築

事業	指標	現状 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
重層的支援体制の整備		—	実施計画の策定 (令和6年度)
福祉総合相談窓口の運営	新規相談受付件数（自立相談支援事業含む）	489件	充実
生活困窮者の自立支援の推進	生活困窮者自立支援プラン作成数	183件	充実
	就労・増収率 (就労・増収者のうち就労支援プラン作成者／就労支援対象者)	37%	充実

### ③地域活動の活性化

事業	指標	現状 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)
ボランティア活動等の普及や参加のきっかけづくり	ボランティア体験学習の参加者数	47人	継続
多様な人材の地域活動への参加促進	ボランティア相談の件数（市内活動への問合せ、既に活動している団体からの相談等）	524件	継続
地域福祉ファシリテーター養成講座の開催	講座受講者数	12人	継続
社会福祉法人等との連携強化	社会福祉法人連絡会の開催回数	—	年2回実施

